ISSN 1342-5749

農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2018 5 MAY

対話する地域金融機関

●マイナス金利政策下における地域金融機関の経営戦略

●観光活性化ファンドを通じた地域金融機関の多様な支援

●〈シンポジウム〉FIT導入5年　今こそ地域からのエネルギー転換を

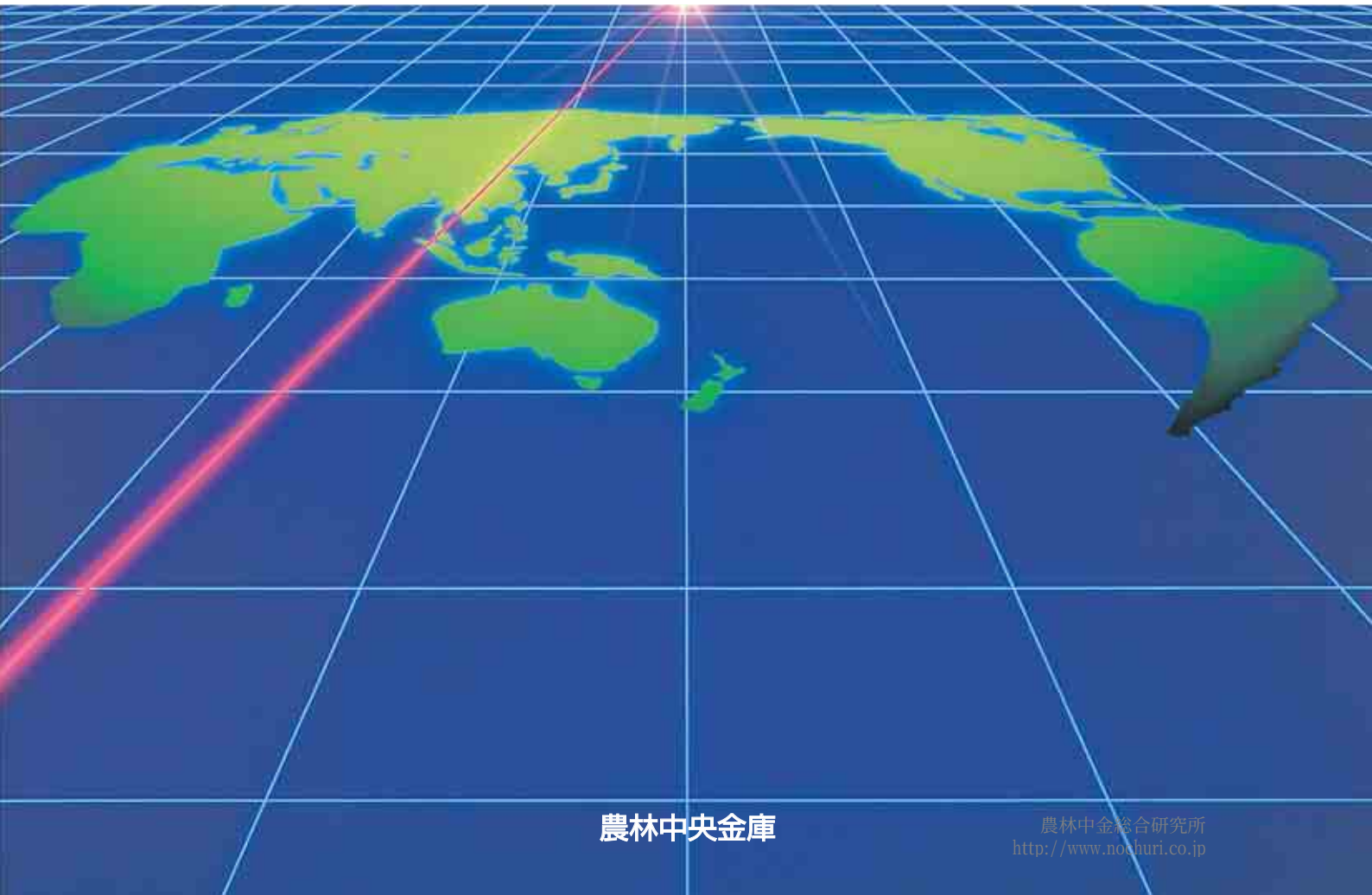

農林中央金庫

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

今月の窓

地域金融機関経営をめぐる最近の動向

今春，日銀の新しい執行部が誕生した。再任された黒田総裁を，雨宮・若田部両氏が副総裁として支えることになる。雨宮氏は理事としてこれまで実行された金融緩和策を理論・実務両面で推進してきた日銀プロパー，一方の若田部氏は，専門は経済学史ながら，その主張から岩田前副総裁につらなるリフレ派と目される経済学者である。

2017年秋以降の日銀執行部の講演や金融政策決定会合の議事要旨などの情報発信では，極端な低金利政策が金融仲介機能を阻害することで，効果よりも副作用・弊害が大きくなる可能性があることが指摘されてきた。これらを受け，10年金利を０％程度としているイールドカーブ・コントロールは金利引上げ方向に微修正の余地がある，といった見方が強まっていた。

ただ18年２月以降は，内外株式市場の混乱や円高進行もあり，黒田総裁が物価安定目標達成を最優先することを強調する場面が目立つようになり，副作用・弊害への対応の必要性についての情報発信は一旦封印されたようである。したがって，政策微修正についても当分の間は行われないとの見通しが現在では大勢となっている。そうなると，日銀が想定する19年度頃の物価上昇率２％の到達がかなり困難な情勢のなかで，同年10月には財政引締めとなる消費税再引上げを控え，金融政策は向こう数年にわたり超低金利政策が維持される可能性が高くなる。それどころか，足元堅調な米欧などの海外経済が変調をきたせば，逆に新たな緩和手段を考えなければならないといった局面も想定しうることになる。

地域金融機関は，こうした金利環境により預貸利ざやの縮小が続いているうえ，手数料ビジネスについても，法人向けコンサルティング機能の強化への展開をはじめ，収益化は道半ばである。何より，経営基盤である地域の人口や企業の減少が続き，地方創生政策が始まってから３年が経過したにもかかわらず，事態はより深刻化している。

株式市場の評価に目を転じると，TOPIX（東証株価指数）全体のPBR（株価純資産倍率＝純資産〔株主資本〕に対する株価の比率，株価の割安度を判断する指標）が1.3倍に対し，上位地銀でもせいぜい0.6倍台と非常に厳しいものである。リーマン危機以降の規制強化により金融業の評価は世界的に厳しく，たとえば米国においてもS＆P500指数全体のPBRが3.2倍に対し地方銀行は1.5倍と低迷しているが，それにしても１倍割れの低PBRは，将来利益を生み出すことが期待されていない，今すぐ解散したほうがよい，と市場からは評価されていると言っても過言ではない。

格付会社による信用格付の動向はどうか。多くの地域金融機関は，債務の支払能力などの信用力について依然高いと評価されており，日銀が主張するように金融仲介機能に大きな問題が生じる段階ではないのかもしれない。ただ，格付の方向性についてはネガティブとなっている銀行も散見され，予断を許さない状況だ。

超緩和的な金融政策からの出口がなかなか見いだせない環境下，本号では，地域金融機関のさまざまな戦略の一端を紹介している。ビジネスモデルの転換を迫られている地域金融機関には，顧客ニーズに対応した収益確保のみならず，コスト削減も含めた多面的な対応が求められていると言えよう。

（（株）農林中金総合研究所 取締役調査第二部長　新谷弘人・しんたに ひろひと）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

農林金融　第71巻　第5号〈通巻867号〉

目　次

今月のテーマ

対話する地域金融機関

今月の窓

地域金融機関経営をめぐる最近の動向
（株）農林中金総合研究所 取締役調査第二部長　新谷弘人

生き残りをかけた広域化戦略と深掘り戦略
マイナス金利政策下における地域金融機関の経営戦略
古江晋也 ―― 2

人的支援にみる観光まちづくり参画への意義
観光活性化ファンドを通じた地域金融機関の多様な支援
佐藤彩生 ―― 15

シンポジウムの記録

FIT導入５年　今こそ地域からのエネルギー転換を ―― 30
2017年12月９日（土）　会場：一橋大学

談話室

歴史と未来が交錯する中国農業
（株）農林中金総合研究所 代表取締役社長　齋藤真一 ―― 28

統計資料 ―― 54

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

マイナス金利政策下における地域金融機関の経営戦略

――生き残りをかけた広域化戦略と深掘り戦略――

主任研究員　古江晋也

〔要　　旨〕

日銀の金融緩和政策の長期化や金融機関間の金利競争を受け，地域金融機関の利益水準は低下傾向にある。また，地域経済に目を転じてみると，大都市圏への人口集中（地方部の人口減少），後継者不足による中小企業の廃業率の高まりといった要因も経営環境をいっそう厳しくしている。こうした状況のなか，近年の地域金融機関（地方銀行，第二地方銀行，信用金庫，信用組合）は大別して，営業地域の広域化を図り，顧客基盤を強化するとともに多様な金融サービスを提供する「広域化戦略」と，限られた営業地域にこれまで以上に密着する「深掘り戦略」によって生き残りを図っている。

本稿では２つの戦略を概観した後，地域金融機関の今後の経営戦略のあり方を検討する。

目　次

はじめに
1　地域金融機関の広域化戦略
（1）　地域金融機関の貸出金利回りと業務純益の推移
（2）　融資と有価証券運用への傾斜
（3）　「持続可能なビジネスモデル」への転換
（4）　手数料ビジネスの強化
（5）　生産性の向上などによる経費の削減
2　地域金融機関の深掘り戦略
（1）　融資業務に力を入れる深掘り戦略
（2）　徹底した取引先への訪問活動
（3）　営業店舗マネジメント
（4）　深掘り戦略における融資業務
（5）　積極的な取引先支援
（6）　積極的な地域貢献
（7）　取引先からの感謝，笑顔の回数の向上
おわりに

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

はじめに

最近，地域金融機関の経営のあり方に注目が集まっている。その要因の一つは，日銀の金融緩和政策の長期化（2016年２月にはマイナス金利政策を導入）や，金融機関間の金利競争を受けて，地域金融機関の貸出金利回りの低下に歯止めがかからず，利益水準が低下しているためである。また，大都市圏への人口集中（地方の人口減少），後継者不足などによる中小企業の廃業率の高まりといった要因も地域金融機関経営を厳しい状況に追い込んでいる。

こうしたなか，近年の地域金融機関では大別して，次の２つの戦略によって生き残りを図っている。第１の戦略は，合併や経営統合を実施したり，大都市圏や県庁所在地など，今後も人口増加や経済成長が見込める地域に経営資源を積極的に投下することで，営業地域の拡張を図る動きである。この戦略は営業地域を広域化することで，顧客基盤を強化するとともに，経営の効率化が期待できる。また経営規模が拡大するため，多様な金融サービスを提供できるというメリットもある。しかし，地域金融機関のなかには，営業地域の拡張よりも，これまで以上に限られた営業地域に密着することで生き残りを図る金融機関もある。この第２の戦略は，限られた営業地域のあらゆる顧客と取引を行うことをめざしており，大規模な金融機関が「非効率」とみなすことでも積極的に取り組む営業を展開している。

本稿は，前者を「広域化戦略」，後者を「深掘り戦略」と捉え，広域化戦略については地方銀行，第二地方銀行の取組みを，深掘り戦略については相対的に小規模な信用金庫，信用組合の取組みを中心に整理した後，地域金融機関における今後の経営のあり方を検討する。(注1)

（注１）本稿は筆者が『金融市場』（農林中金総合研究所）などで発表してきたレポートを加筆，修正したものであり，地域金融機関の広域化戦略については古江（2016，2017a，2017d，2018），深掘り戦略については古江（2017c）をもとにしている。

1　地域金融機関の広域化戦略

(1)　地域金融機関の貸出金利回りと業務純益の推移

最近の地域金融機関（地銀，第二地銀，信金，信組）の貸出金利回りは，金融緩和政策の長期化と金融機関間の金利競争によって右肩下がりで推移している（第１図）。そしてこのことが，本業で獲得した利益を示す業務純益の直接的な減少要因となっている

第１図　地域金融機関の貸出金利回りの推移

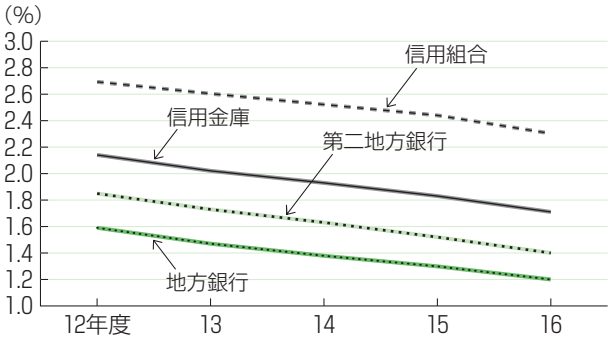

資料　全国地方銀行協会ウェブサイト「地方銀行決算の概要」，第二地方銀行協会ウェブサイト「第二地銀協地銀の決算の概要について」，全国信用金庫協会『全国信用金庫財務諸表分析』，全国信用組合中央協会『全国信用組合決算状況』の各年度をもとに作成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

第2図　地域金融機関の業務純益の推移

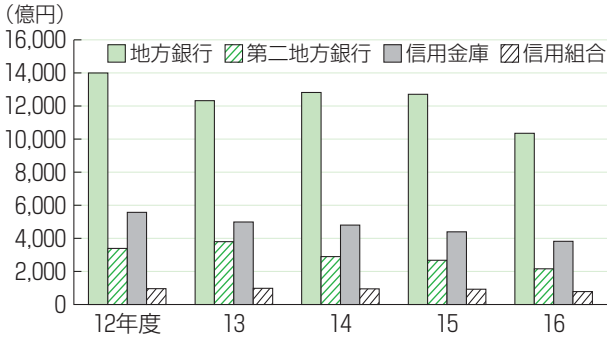

資料　第1図に同じ

（第２図）。地域金融機関の多くは上述のような状況を打開するため，営業地域を拡張することに力点を置いてきた。周知のとおり，営業地域の拡張は，①顧客基盤を広げることで収益の増加が見込める，②地域経済の構造変化に伴うリスクを分散することができる（例えば，生産拠点の海外移転など「産業の空洞化」に伴うリスク回避）というメリットがある。また，合併や経営統合を選択した場合は，③重複店舗の統廃合による経費の削減も期待できるほか，④資本力が強化されるとサービスの多様化も期待できる。

(2)　融資と有価証券運用への傾斜

第３図は，地方銀行，第二地方銀行の取組みをもとに広域化戦略の概略図を示したものである。まず，融資分野については，貸出金利回りの低下に伴う貸出金利息の減少をカバーするため，①貸出金残高（ボリューム）の拡大を図ることと，②利ざやの高い分野やニーズが高い分野への融資を強化している。営業地域の拡張は，ボリュームの拡大を図るうえで欠かせないが，主たる営業地域（地元）以外で残高を伸ばすということは，他金融機関よりも低い水準の金利を提示することで案件を獲得する（いわゆる「借換融資」）ことがメインとなる。そして，このことがさらなる金利競争を加速させるため，貸出金利回りの低下に歯止めがかからない一因となる。

「利ざやの高い分野やニーズが高い分野

第3図　地方銀行，第二地方銀行にみる広域化戦略の概略図

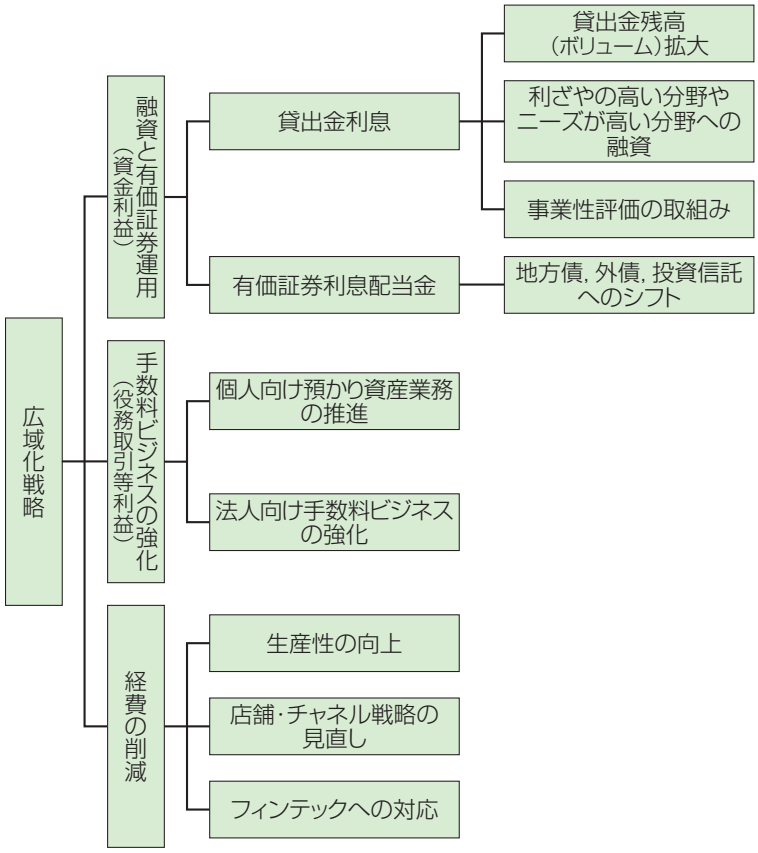

資料　筆者作成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

への融資」については，例えば，カードローンやアパートローンの推進があげられる。カードローンは，貸金業法が10年６月に完全施行されたことを受け，消費者金融会社のローンの「代替」として注目されたが，近年，急速に残高が伸張したことから，多重債務問題の懸念が高まった。そこで17年には，広告宣伝を自粛したり，収入証明書の提出を求める基準金額を引き下げるなどの措置を講じる銀行が増加。18年１月からは警察庁のデータベース情報で各種ローンの新規利用者が反社会的勢力に該当するかどうかを確認することが求められるようになった。(注2) このことは即日融資が難しくなることを意味しており，カードローン市場は，大きな転換点を迎えることになった。

アパートローンは，15年１月から改正相続税法が施行されたことを受け，土地所有者を中心に相続・節税対策のニーズが高まったことから推進が本格化した。なかには「不動産業は地場産業」であることを強調し，積極的に推進している大都市圏の地域金融機関もある（ただし，競合が激しい地域では低金利競争に直面する）。しかし，昨今では賃貸住宅が相次いで建設されている現状を踏まえ，将来的に不良債権化するのではとの懸念が高まったため，金融庁や日銀はカードローンと同様に，その動向を監視する姿勢を強めている。

貸出金利息が減少（もしくは低迷）するなか，有価証券運用を多様化（国債から地方債，外国債券，投資信託へシフト）することで資金利益の増加をめざす動きもある。ただし「貸出金利息の減少を外国債券でカバーする」という経営行動も，金融庁が19年３月期から銀行勘定の金利リスクに関する規制を国内基準行にも導入する方針としているため，将来的に外債で利益を確保することは難しくなると考えられる。

（注２）「毎日新聞」2018年１月４日付を参照している。

(3) 「持続可能なビジネスモデル」への転換

低金利競争による借換融資，カードローンやアパートローンを含む不動産業などの特定分野への融資拡大，有価証券運用による収益の増加という動きが地域金融機関で活発化していたが，金融庁はこのような経営のあり方に厳しい目を向けている。

例えば，金融庁が17年10月に公表した「平成28事務年度　金融レポート」では，地域銀行の17年３月期決算は，顧客向けサービス業務の利益（貸出残高×預貸金利回り差＋役務取引等利益－営業経費）が過半数の地域銀行でマイナスとなっており，収益性に問題があることを指摘する（16頁）。そして顧客向けサービス業務が減少するなか，当期純利益を確保するため，①有価証券運用による収益依存が高まっていること，②アパート・マンション向けや不動産業向けなど特定の貸出分野への量的な拡大が見られることに加え，③債務者区分が下位の企業への貸出金を回収したことによる短期的収益の確保が見られたとし，早期に持続可能なビジネスモデルを構築することを求めている（17～20頁）。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

このような問題提起もあり，近年では，効率化を追求したこれまでの営業から，取引先との対話を重視する営業へと舵を切り，事業性評価の取組みに注力することを唱える銀行が増加している。ただ，同取組みを展開するためには，経営者の人柄，能力の見極めはもちろんのこと，取引先企業の技術や業種の動向などの専門知識も欠かせない。そこで，行員の取引先企業への派遣，グループ内におけるコンサルティング会社の設立，行内における調査部門の設置などの動きも見られるようになっている。

(4)　手数料ビジネスの強化

資金利益が減少傾向にあるなか，役務取引等利益の増加を図るため，手数料ビジネスへの関心が高まっている。ここでは，個人向け預かり資産業務と法人向け手数料ビジネスに分けて，最近の動きをまとめることにする。

個人向け預かり資産業務（投資信託や保険販売）には，営業店での窓口販売，インターネットバンキングやテレフォンバンキングなど，ダイレクトチャネルを活用した通信販売があるが，最近では証券子会社を設立する銀行が増加している。なかには，証券子会社とともに，共同店舗の出店，セミナーの共同開催や人材交流を強化するなど，従来の店頭窓販よりも一歩踏み込んだ取組みを実施する銀行もある。また保険分野では，「ほけんの窓口」と業務提携することで，顧客の人生設計を念頭に置きながら商品提案を実施するスタイルを追及する銀行もある。(注3)

ただし，個人向け預かり資産業務については「受取手数料の高い金融商品を積極的に販売している」「短期的に売買を繰り返すように顧客を誘導することで手数料収入を稼いでいる」（いわゆる「回転売買」）との批判も高まった。そこで多くの金融機関は，金融庁が公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」（17年３月）に則った「フィデューシャリー・デューティー（顧客本位の業務運営）宣言」を表明するとともに，販売体制の見直しに取り組むようになった。

一方，日銀が公表した「金融システムレポート」（17年10月）では，日本の金融機関の手数料収入は，為替業務と投信・保険販売業務の２つが過半を占めているが，投信・保険販売業務は市況の影響を受けやすいため，安定的な収益源となっていないことを指摘する（59頁）。そして欧米金融機関に比べ，貸出取引に付随する非金利サービスの提供が限定的であるため，金利面での競争に走りがちになる（70頁）との見解を示した。そうした状況のなか，これまで取引先企業に対するコンサルティングなどの経営支援業務は「無料である」という認識があったが，最近では，法人向け手数料ビジネスを「新たな収益源」と位置付ける銀行が増加している。特に昨今では，中小企業の廃業率が高止まりしている現状を踏まえ，事業承継，M&Aに関するニーズも高まっている。そこで，M&Aを専門に扱う機関に行員を出向させたり，取引先企業に行員を一定期間出向させることで，コンサルティン

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

グ能力の向上をめざす取組みも進行している。加えて，大都市圏間の取引先企業をビジネスマッチングなどでつなぐことを検討するなど，広域化戦略ならではのサービスを計画する銀行もある。

（注３）ほけんの窓口グループ株式会社によれば，17年３月の時点で20行の地方銀行と業務提携を行っているという（ほけんの窓口グループウェブサイト）。

(5)　生産性の向上などによる経費の削減

業務純益などの利益水準が伸び悩むなか，利益を確保するためには経費を削減することが欠かせない。前述したように貸出金利回りの低下を貸出金残高の拡大でカバーしたり，手数料ビジネスを強化するためには，営業（渉外）担当者や預かり資産業務の担当者の増強も必要となる。そこで経費の削減と収益の拡大を見込んだ取組みとして注目されるのが，事務部門の改革による生産性の向上である。

具体的には，営業店舗では，セルフ端末，電子記帳台，タブレットなどを導入することで，印鑑レス，ペーパーレスを実現するとともに，オペレーションの省力化を計画している。このような取組みは，いわばバックオフィス業務の削減であり，これまで事務を担当していた行員を，営業や預かり資産業務に再配置することでマイナス金利政策下でも「稼げる組織」へと変革することをめざしている。

さらに昨今では,「フィンテック」にも注目が集まっており，例えば，ある銀行では，複数のセンターで実施しているデータ入力作業を，人工知能を活用することで，１つのセンターで実施することとし，行員やパート社員を削減することを計画している。またスマートフォン向け機能をさらに充実させる一方，店舗チャネルの再編を計画している銀行もあるなど，生産性の向上は，キャッシュポイントのあり方にまで影響を及ぼすようになっている。

以上，広域化戦略の取組みをまとめてみた。合併や経営統合を進めることで営業地域を拡大し，利ざやの縮小を融資残高の拡大でカバーするとともに，有価証券運用を多様化したり，預かり資産業務を強化する取組みは，例えば，日銀が指摘するように市況に大きな影響を受けるなどの経営課題を含んでいるものの，今後も厳しい経営環境に立ち向かう戦略として継続されることが考えられる。(注4)

しかし，大規模化，広域化をめざす金融機関は，地域特性に応じた対応が難しくなり，事業性評価の取組みを実施するうえでのボトルネックになる可能性もある。

（注４）日本銀行（2017）は，金融機関が収益性を改善していく取組みとして，①収益源の多様化を図る，②よりきめ細かい採算管理を実施し，他金融機関との競争も踏まえた効率的な店舗配置や提供するサービスの見直しを行う，③業務改革を進め，設備と従業員の適正配置によって，労働生産性を向上させる，④金融機関間の合併・統合や連携，の４つの取組みを提案している（70頁）。

2　地域金融機関の深掘り戦略

日銀は，金融機関の収益性を改善する取

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

組みの一つとして，金融機関間の合併・統合や連携を提案しているが（日本銀行（2017）），この取組みと対極にあるのが深掘り戦略である。ここでいう深掘り戦略とは，限られた営業地域に密着することで存在感を高めることに主眼を置いた戦略であり，地域のあらゆる顧客と取引を深めることをめざしている。

(1)　融資業務に力を入れる深掘り戦略

前述したとおり，広域化戦略を採用する金融機関は，広範囲な営業地域の人々に様々な金融サービスを提供することで収益源の多様化を図っている。しかし，深掘り戦略を採用する金融機関は，融資業務に力点を置いているのが特徴だ。これは，①経営規模が中小規模であり，営業地域も限定されていること，②限られた経営資源を有効に活用するため，「選択と集中」に徹していること，③「融資を行うことが地域金融機関の使命である」と考えている，からである。そのため，預かり資産業務に対するスタンスは「融資業務に力点を置いているため，預かり資産業務を行わない」という金融機関や，「品揃えの一環」という消極的なスタンスの金融機関も少なくない。地域によっては，人口減少が進行しているため，預貸率が低下している金融機関もある。しかし，そのような状況でも「融資業務に力を入れたい」という思いは強く，渉外担当者が高い頻度で，担当区域を訪問していることは注目される。

(2)　徹底した取引先への訪問活動

a　定期積金の集金業務

第４図は，信用金庫，信用組合をもとにした深掘り戦略の概念図である。まず，「徹底した取引先への訪問活動」における定期積金の集金業務については，従来から地域金融機関の渉外推進ツールとして実施されてきたものであるが，90年代後半以降，同業務は「非効率である」との認識の下，自動振替が奨励されたり，集金業務を有料化するなど，事実上，取りやめる金融機関が増加した。しかし，深掘り戦略を採用している金融機関は「複合取引の機会を得る」

第4図　信用金庫，信用組合にみる深掘り戦略の概念図

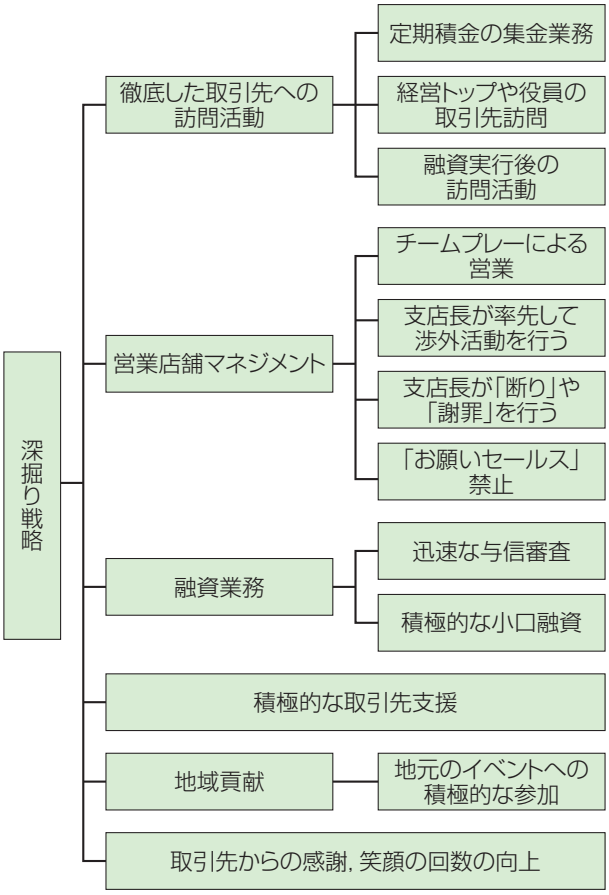

資料　第3図に同じ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

「地域の情報を得る」という狙いから時代の流れに関係なく，集金業務を重視している。ただし，その活動内容については，①金額に関わりなく，要望があれば全て訪問する，②一定期間内で複合取引が見込めないと，当該取引先との積金契約を見直す，③複合取引は広がりにくいと考えられる取引先については集金を行わない，など，各金融機関とも独自のルールを定めている。

「共働き世帯の増加などからかつてのような効果が集金業務になくなった」という意見もあるが，その場合は「職域セールス制度」（または「職域サポート制度」）を導入することで取引先との「フェイス・トゥ・フェイス」に力を入れている。(注5)

（注５）「職域サポート制度」とは，取引先企業の従業員に預金，貸出金利を優遇する代わりに，職場での営業推進を許可してもらう取組みである。詳しくは古江（2015）を参照されたい。

b　経営トップや役員の取引先訪問

徹底した取引先への訪問には，渉外担当者による訪問ばかりではなく，経営トップや役員の訪問も欠かせない。深掘り戦略を掲げる地域金融機関の理事長や役員は，取引先のもとを足繁く訪問しており，このことが取引先事業者に「金融機関から大切にされている」という特別な思いを強め，現場の営業推進がスムーズに展開することにつなげている。

なかには，役員と渉外担当者の同行訪問を行っている金融機関もある。役員との同行訪問によって営業担当者は，新規開拓が容易になったり，既存顧客との絆を高めることにもなる。また，役員も営業担当者と同行することで，職員の頑張りや業務に対する取組み姿勢にふれることができるなど，組織内コミュニケーションの向上にも役立つという。

c　融資実行後の訪問活動

金融機関の渉外担当者には，案件を獲得するまでは頻繁に取引先のもとを訪問するが，案件を獲得すると，途端に足を向けなくなる例も見られる。このことは「融資案件のない取引先のもとを訪れても意味がない」という判断に他ならないが，当該活動を繰り返していては，取引先と信頼関係を構築していくことは難しい。そのため，深掘り戦略を掲げる金融機関では，融資後も取引先のもとを訪問することを奨励している。そしてこのことが複合取引につながるきっかけとなっている。

昨今では，地域活性化などの観点から創業・起業支援の取組みに注目が集まっているが，創業・起業を果たした後は，「足が遠のく」という金融機関もある。しかし，そのような姿勢では，「生存率」が高まらず，地域活性化に貢献しないことは明らかである。融資後もこまめに訪問活動を続け，精神面からも創業・起業者をサポートすることが，顧客ロイヤリティを高めるとともに，地域の活性化にもつながるのである。

(3)　営業店舗マネジメント

一方，営業店に目を向けてみると，業績の伸びの高い営業店には共通した特徴があ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

る。それは，①チームプレーを重視する，②支店長が率先して渉外活動を行う，③営業担当者が獲得した案件で，何らかの理由で融資ができない場合の「断り」や「謝罪」は支店長が行う，などである。

①については，現場では，営業店に課せられた目標を達成するために，例えば，職員一人ひとりにいくつもの項目を割り振るマネジメント・スタイルがある。しかし，このような個人の力量に依存するスタイルは，実は職員の心理的な負担を高めることにもなりかねない。それに対して，支店長が渉外担当者の得手不得手を把握し，職員全員で目標の達成をめざすスタイルは，職員の心理的な負担が軽減されるとともに，職場内に職員同士の「助け合い」も生まれるようになる。そしてこの助け合いが，業績の伸びにも貢献すると考えられる。

②については，支店長が渉外活動に率先して取り組むことで，若手の担当者の「やる気」を高めることを意味する。筆者がヒアリング取材を行ったある支店長は，自らが取引先を訪問して案件を見つけると，すぐに担当者に同案件を引き継ぐことにしている。その理由は，担当者の実績を上げることに貢献できることと，何よりも「融資の楽しさを感じてほしい」からであるという。このケースは「仕事が楽しい」と部下に感じさせることが管理職の役割であり，そのことが支店全体の業績の伸びにつながることを示している。

③については，仮に，案件を獲得した渉外担当者自らが，取引先に融資ができない旨を伝え，謝罪を行わなければならないのであれば，当該担当者のモチベーション（やる気）は低下し，今後，積極的に営業推進をしようとは思わなくなるだろう。支店長が業務のフォローをするからこそ，渉外担当者は安心して業務にまい進できるのである。

これらの特徴に加え，最近では「お願いセールス」を行わない方針を掲げる金融機関も増加している。その理由は，「お願いセールス」は金融機関本位の立場であり，「金融機関職員が来ると何かを求められる」というイメージが高まると，取引先と面談できない原因につながるからである。そして，そのような認識が強まると，地域の深掘りを実施することは困難となる。

(4)　深掘り戦略における融資業務

a　迅速な与信審査

深掘り戦略を実施するうえで，迅速な与信審査は強力な武器となる。迅速な与信審査は，営業店に決裁権限があるかどうか，によって大きく異なるが，本部決裁が必要な案件の場合，営業店が稟議を上げてから本部が決裁をするまでの期間を３日以内に行うことにしている金融機関もある。この迅速な審査が可能となっている背景には，①本部と営業店のコミュニケーションが密にできている，②役員が地域や取引先の実情をくまなく把握している，ことがあげられる。特に②は，事業性評価の取組みともリンクしており，渉外活動を徹底的に行うことが多くの業務を支えていることがよく

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

わかる。

b　積極的な小口融資

金融機関は一般的に，小口融資は手間がかかるため取扱いを避けたいという思いが強い。しかし，地域の深掘りを重視する金融機関は小口融資も積極的に行っており，「小口融資は手間がかかる」と考えている職員には，「小口融資はリスク分散ができる」「他金融機関に借換えられても，小口融資であれば貸出金残高の減少額幅は少ない」と指導している。

このように小口融資を重視している理由は，「小口融資を必要としている小規模事業者を支援することが地元金融機関の存在意義である」という理念に加え，「どんなことでも相談できる」というスタンスを体現するためである。

また，かつての「サラ金問題」や個人の自己破産件数が激増した時期を記憶している役職員にとっては「地域社会には小口融資が不可欠」という思いもある。加えて，小口融資を獲得しても評価されない職場であれば，せっかく案件を獲得してきた職員のやる気がなくなることは明らかである。このように小口融資を積極的に行うことは，「どんなことでも相談に乗ってくれる」という金融機関のイメージアップ，地域社会の健全化と職員のやる気の向上という，様々な効果がある。

(5)　積極的な取引先支援

地域の深掘りを重視する金融機関は取引先支援にも力点を置いている。ここでいう取引先支援とは，再生支援業務，創業・起業支援，商談会などのビジネスマッチングなどの取組みである。

これらの取組みが注目されるようになった背景には，金融庁が地域密着型金融の取組みを要請したことに加え，取引先支援に力を入れなければ，「金融機関自らの存続はない」という切実な思いや，「金融機関を育ててくれた地域が衰退するのを見過ごすわけにはいかない」という使命感がある。ただし，再生支援や創業・起業支援を展開するには，将来性を見極める「目利き力」が不可欠である。

この目利き力については，中小企業診断士などの資格保有者数や，様々な機関との提携を強調する金融機関もある。専門的な知識がある職員を増やしたり，各種機関と提携をすることは，職員の能力を高めるという観点からは重要であるが，組織レベルで目利き力を生かすためには，渉外活動，各業績評価，営業店マネジメント，融資体制などの各部署の連携が欠かせない。また，近年では，金融機関によるビジネスマッチングが活発化しているが，取引先が販売している商品を説明することができない行員や職員が少なくないことも事実である。

職員が専門的な知識を高めることは重要である。しかし，その目利き力を地域活性化に役立てるためには，従来のような担保の有無や定量分析に依存するのではなく，徹底的に取引先のもとを訪問することで，取引先の商品やサービスの特長，取引先企

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

業の経営者の人柄や将来の思いを理解するとともに，その定性分析が十二分に発揮できる組織体制の構築を図ることが何よりも重要である。(注6)

（注６）「積極的な取引先支援」の内容については，古江（2017b）を参照。

（6） 積極的な地域貢献

都市部の金融機関は近年，地域のイベントに参加することが相対的に減少しているといわれている一方，深掘りを重視する金融機関は活発に参加している。地域のイベント参加を奨励している理由は，「地域の誰にも好かれる職員になってほしい」「職員は地域の人々から声をいつもかけてもらえるスターになってほしい」という言葉に表されるように，地域の人々とともに汗を流すことで地域の一員と認められ，何かがあると真っ先に声をかけてくれる存在になることが欠かせないからである。

また，地域のイベント以外にも，例えば，「消防団協力事業所」となって地元の消防団活動に貢献するなど，地域の暮らしを支えている金融機関は数多い。そしてこのことが「地元に不可欠な金融機関」という認識を高めていくのである。ある役員は，「地域貢献活動を実施してきたから預金や融資で声をかけてくれる」と話すように，「地域貢献活動は，間接的に本業にも貢献している」という意見は多く，地域の活動に参加することが，フェイス・トゥ・フェイスによる渉外活動の延長となっていることは注目される。

（7） 取引先からの感謝，笑顔の回数の向上

これまで金融機関は，取引先企業の財務諸表にもとづく定量分析による「格付」と「担保主義」によって融資業務を行ってきた。そのため，取引先企業の業績が悪化すると金融機関は融資をすることができなくなり，「雨の日に傘を貸さない」と揶揄（やゆ）されてきた。しかし，深掘り戦略を採用する金融機関の多くは，「最後の砦となる」「雨が降ったら傘を差し出す」というスタンスで，やる気のある経営者には積極的な支援を継続してきた。このことが取引先からの感謝につながっているという。

「雨が降ったら傘を差し出す」という取組みは，個人リテールにも当てはまる。例えば，近年では奨学金など多額の債務を抱えたまま，社会人となる例もある。そのため，ある職域金融機関では，「債務の不安を解決して，業務に集中してほしい」という思いから，低利の奨学金ローン（借換え）を商品化することで，安心して社会人生活を送れるように配慮している。また，職場の中には，持病などによって団体信用生命保険に加入できず，一般的な住宅ローンを受けることができない者もいる。そのため，ある職域金融機関では，仕事が継続できるのであれば，住宅ローンを実行することにしているという。このようなスタンスは，まさに「喜ばれる融資」に他ならない。

取引先の感謝の笑顔の回数を増やす取組みは，渉外活動でも高めることができる。例えば，ある熟練した渉外担当者は，渉外

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

活動の際に学んできた内容を会話の中に織り込むことにしている。経営課題を抱えた事業者は，その話を聞き，「もっと話が聞きたい」と喜び，結果的に取引が強化されることになったという。加えて，補助金申請支援などは，補助金が採択された場合はもちろんのこと，補助金申請が採択されなかった場合であっても真摯に取り組んでくれた金融機関や職員に感謝の念を示す事業者は少なくなく，取引が続いていくこともある。このようなケースは，創業・起業支援や企業再生支援業務にも見られ，経営者と膝を突き合わせ，アイデアを出し合い，真剣に議論を積み重ねるからこそ，絆が強まるといえる。

おわりに

日銀の金融緩和政策の長期化，人口減少，中小企業の廃業率の高止まりなど地域金融機関を取り巻く経営環境は今後も厳しい状況が継続すると考えられる。そうしたなか，本稿では，地域金融機関の経営戦略を「広域化戦略」と「深掘り戦略」に区分し，そのビジネスモデルを整理してみた。

今日では，広域化をベースに証券会社，リース会社，ベンチャーキャピタルなどをグループに抱え，総合金融サービス化を志向する銀行や，個人ローンや中小企業融資などの得意分野をさらに強化して「専門化」を志向する銀行もある。しかしなかには，広域化戦略を維持しながらも，「原点回帰」や「地元回帰」を唱え，利ざやを確保することができる地元重視の姿勢を示す銀行もあるなど，その取組みも多様化しつつある。一方，深掘り戦略を採用する金融機関においても，広域化戦略とは規模感は大きく異なるものの，取引先が進出している地域に営業範囲を拡張したり，新規出店を行う動きも見られるようになっている（ただし本稿で記した渉外活動などのマネジメントモデルは変わらない）。また地域経済が低迷するなか，地域経済を活性化する手段の一つとして，地域金融機関同士の連携を進めるなどユニークな取組みも胎動している。

ただし，広域化戦略，深掘り戦略のどちらを採用しても，取引先とのコミュニケーションを強化する営業スタイルは，今後も重要性を増していくと思われる。それは，金融庁が事業性評価の取組みを要請していることに加え，長年の低金利競争で経営体力が消耗するなか，「金融機関の収益の源泉は顧客との対話にある」ということを再認識し始めた金融機関が増加しているからである。そして，対話を円滑に進めていくうえで欠かせないのは，現場で活躍している行員や職員が「活き活き」と業務を行う環境づくりにある。離職率の低下や行員・職員のやる気を引き出すことに主眼を置いたマネジメントが，厳しい経営環境でも生き残ることができるビジネスモデルの支柱であることを忘れてはならない。

＜参考文献＞

・古江晋也（2015）「地域金融機関に広がる職域サポート制度」『金融市場』７月号
・古江晋也（2016）「地方銀行の決算動向とマイナス

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

金利政策下での戦略」『金融市場』 8 月号
・古江晋也（2017a）「マイナス金利政策下における協同組織金融機関の戦略」『金融市場』 2 月号
・古江晋也（2017b）「『目利き力』と地域金融機関」『金融市場』 5 月号
・古江晋也（2017c）「地域を深掘りすることで生き残りをめざす金融機関」『金融市場』 6 月号
・古江晋也（2017d）「2016年度の地方銀行の決算動向と今後の経営戦略」『金融市場』 8 月号
・古江晋也（2018）「地方銀行の2017年度中間決算の状況と経営戦略」『金融市場』 1 月号
・金融庁（2017）「平成28事務年度　金融レポート」（金融庁ウェブサイト）
・全国信用金庫協会『全国信用金庫財務諸表分析』
・全国信用組合中央協会『全国信用組合決算状況』
・全国地方銀行協会，第二地方銀行協会，ほけんの窓口グループ株式会社の各ウェブサイト
・日本銀行（2017）「金融システムレポート」10月（日本銀行ウェブサイト）

（ふるえ　しんや）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

観光活性化ファンドを通じた地域金融機関の多様な支援

──人的支援にみる観光まちづくり参画への意義──

研究員　佐藤彩生

〔要　　旨〕

近年，観光地の再生・活性化の手段として，観光活性化ファンドが注目されており，これまで全国的に設立が進んできた。本稿では，観光活性化ファンドを，（株）地域経済活性化支援機構（REVIC）等公的機関が関わる「官民型」と地域金融機関が独自に立ち上げた「民間主導型」に大別し，後者のファンドにおける地域金融機関の取組事例を紹介した。

事例からは，①詳細な事業計画の作成支援，②自治体と民間企業の橋渡し役や進捗状況に応じた事業アドバイス，③観光まちづくり会社を通じた地域課題の解決や地域密着型金融など，地域金融機関が地域のニーズに合わせて多様な支援を行っていることが確認できた。

民間主導型観光活性化ファンドの利点として「機動性」と「裁量」が挙げられ，また，これらファンドの設立は，REVICのノウハウ移転がなくとも観光活性化ファンドの設立・運営に取り組む体制が備わっている地域金融機関があることを意味している。特に民間主導型の場合では，ファンドにおける一定の期待収益確保のために投資先の経営状況を細かく把握し，継続的に適切なアドバイスを行っていく必要があるだろう。いずれの観光振興の手段を取るにしても，支援対象のニーズに合わせた既存スキルを生かした役割の発揮を行うことが重要である。

さいごに，観光振興における地域金融機関の人的支援のニーズの高まりに注目し，観光まちづくりに地域金融機関が参画する意義について，観光まちづくり会社の「公益的」な性格と「事業的」な性格のバランスの確保への寄与として付言したい。

目　次

はじめに
1　観光を取り巻く国内動向と観光活性化ファンドの概要
（1）　観光を取り巻く国内動向
（2）　注目が集まる観光活性化ファンド
（3）　観光活性化ファンドの概要
2　民間主導型観光活性化ファンドの事例
（1）　みなと銀行「ひょうご観光活性化ファンド」（兵庫県）
（2）　筑波銀行「つくば地域活性化ファンド」（茨城県）
（3）　十八銀行「『元気な長崎』応援ファンド」（長崎県）
（4）　3事例にみる利点と課題点
3　地域金融機関が観光まちづくりに参画する意義
（1）　人的支援ニーズの高まり
（2）　観光まちづくり参画への意義
おわりに

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

はじめに

近年，地域金融機関による観光振興の取組みとして，観光活性化ファンドの活用が脚光を浴びている。地域経済の活性化や地方創生に資する取組みとしてファンドを活用する地域金融機関が全国的に増えており，2018年４月には29の地域金融機関が参画する「ALL-JAPAN観光立国ファンド（仮称）」が設立される（予定）[注1]など，今後も取組みは活発化していくものと見込まれる。一方で観光活性化ファンドを紹介するレポートは少なく，取組みの詳細については不明な点が多い。そこで本稿では，観光活性化ファンドの概要を整理するとともに，地域金融機関による投資先への多様な支援を紹介し，またそこから観光まちづくりに取り組む地域金融機関の意義を考えてみたい。

筆者は「観光活性化ファンドによる地域金融機関の観光振興の取組み」(佐藤(2017a))において，（株）地域経済活性化支援機構（以下「REVIC」という）と連携した地域金融機関による観光活性化ファンドの事例を紹介した。本稿では，REVIC等公的機関の関わる「官民型」ではなく，地域金融機関が独自に設立した「民間主導型観光活性化ファンド」を事例に取り上げた。

本稿の構成は以下のとおりである。第１節で観光を取り巻く国内動向を踏まえた後，観光活性化ファンドの整理を行い，第２節では民間主導型観光活性化ファンドにおける地域金融機関の取組事例を紹介する。第３節では，観光活性化ファンドにおける地域金融機関の人的支援に焦点を当て，今後，観光まちづくりに地域金融機関が参画する意義について考察する。

（注１）18年４月20日執筆時点。

1　観光を取り巻く国内動向と観光活性化ファンドの概要

(1)　観光を取り巻く国内動向

まず，国内の旅行動向についてみていく。17年の日本人の国内延べ旅行者数は６億4,720万人（前年比増加率1.0％）であり，近年は６億人程度とほぼ横ばいで推移している（第１図）。他方，訪日外国人旅行者数は12年以降右肩上がりで増加し，17年には2,869万人（同19.3％）となった（第２図）。政府は「明日の日本を支える観光ビジョン」で30年の訪日外国人旅行者数の目標を6,000万人に据えており，今後もその増加が見込まれる。

訪日外国人旅行者増による宿泊施設の不

第１図　日本人国内延べ旅行者数

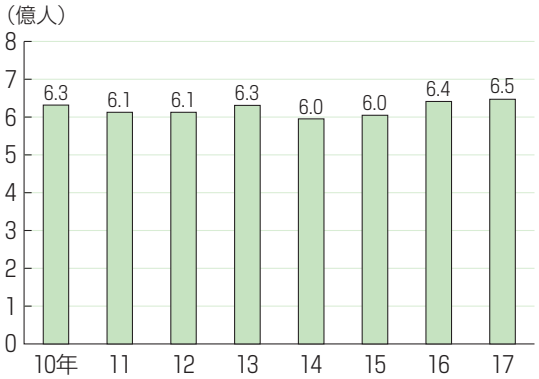

資料　観光庁「旅行･観光消費動向調査」
（注）　17年は速報値。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

足や2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた宿泊需要等を背景に宿泊施設が新設されているため，金融機関による宿泊業向け設備資金の新規貸出は近年増加傾向にある（第３図）。ただし，ホテル数が顕著に増加しているのは大阪や京都などごく一部の地域であり（第４図），東京を除く全ての地域で旅館数が減少していることから（第５図），観光地の衰退が進んでいる地域もあるとみられる。

第2図　訪日外国人旅行者数

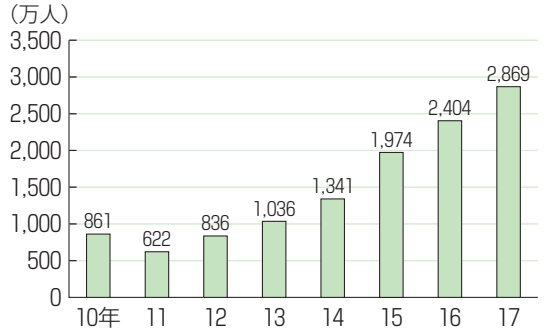

資料　日本政府観光局「訪日外客数，出国日本人数の推移」
（注）　10～16年は確定値，17年は暫定値。

第3図　宿泊業向け設備資金の新規貸出（国内銀行・信用金庫別）

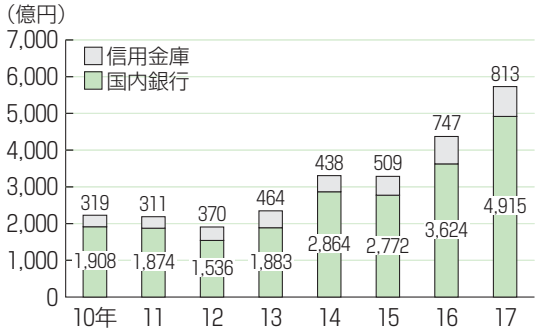

資料　日本銀行「貸出先別貸出金」

第4図　都道府県別にみたホテル数の増減（2012～2016年度）

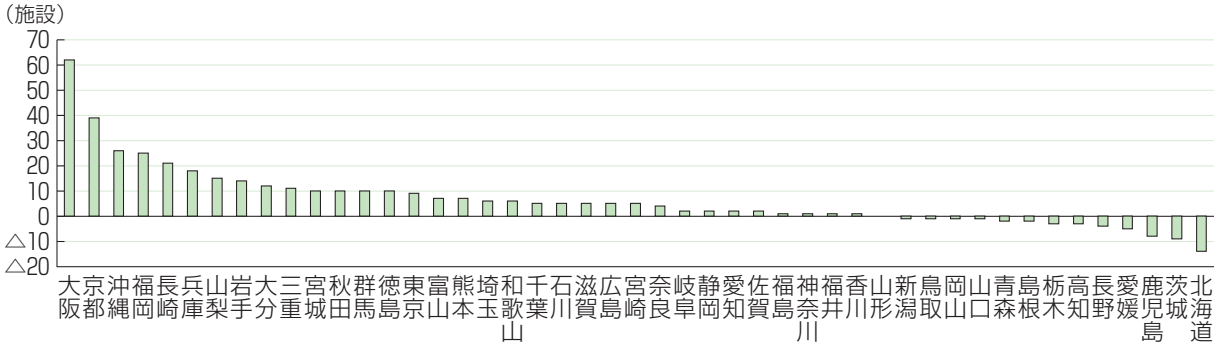

資料　厚生労働省「衛生行政報告例」

第5図　都道府県別にみた旅館数の増減（2012～2016年度）

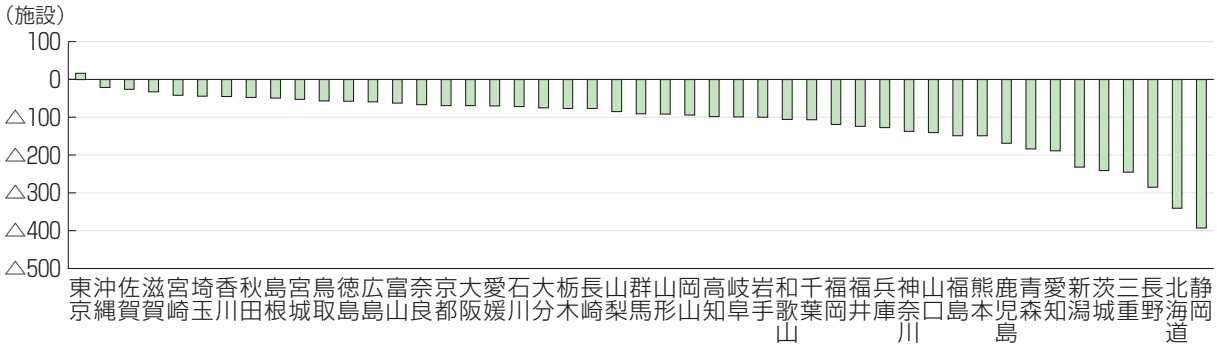

資料　第4図に同じ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

(2) 注目が集まる観光活性化ファンド

17年度からの観光立国推進基本計画では，「官民ファンド，関係機関等からのまちづくりと一体となった投融資及びノウハウ支援等により，旅館等に対する投資の促進を図る」ことや「『観光地再生・活性化ファンド』を最大限活用し，観光地（温泉街等）の再生・活性化を図り，賑わいを創出する」ことなど，ファンドを活用した観光地支援を明記している。これまでに旅館への投資では「かながわ観光活性化ファンド」，温泉街の再生に関しては「ALL信州観光活性化ファンド」による取組事例などがあり，各地で観光振興に資するファンドの活用が展開されている。

内閣府は，地方創生に資する取組みとして金融機関が主体的に参画し，地域への効果が高いものを「地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」として表彰している。17年度は37の取組事例が表彰され，「佐賀観光活性化ファンド」を活用した有田町における観光まちづくりの取組みや，「くまもと未来創生ファンド」等が関わるくまもと版DMO(注2)や香港のアンテナショップにおける肥後銀行の取組みが選ばれている。第１表は，16年度と17年度にまち・ひと・しごと創生本部が認定し，内閣府が表彰した取組事例のなかで，地域金融機関がファンドを活用して観光まちづくり会社(注3)や観光関連事業者等に出資したものであり，地方創生に資する取組みの手段として観光活性化ファンドの注目度は高い。

（注２）Destination Management/Marketing Organizationの略称。まち・ひと・しごと創生基本方針2017では，DMOを「様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり，ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション，効果的なマーケティング，戦略策定等について，地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体」としている。

（注３）DMOの機能を持つ法人の一形態。

(3) 観光活性化ファンドの概要

観光振興に関するファンドには，観光振興自体を目的に設立されたものと，地域活性化や新規事業応援などを目的とするなかで投資先に観光関連事業者が含まれるものがある。本稿では観光活性化ファンドをより広義にとらえ，これらの総称とする。

第1表　地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』のうち観光振興にファンドを活用した事例

	取組事例	関係するファンド	関連行
16年度	瀬戸内地域の観光産業活性化を企図した連携体制の構築	せとうち観光活性化ファンド	広島銀行等
	観光地まちづくりモデル構築による観光地の面的活性化へ向けた取組み	ALL信州観光活性化ファンド	八十二銀行等
17	ファンドの活用による観光を軸とした地域経済活性化モデルの構築	佐賀観光活性化ファンド	佐賀銀行等
	地域活性化を実践する「くまもと版DMO」および海外輸出・インバウンドを促進する「香港アンテナショップ」の設立	くまもと未来創生ファンド 肥後・鹿児島地域活性化ファンド	肥後銀行， 鹿児島銀行

資料　まち・ひと・しごと創生本部事務局「地方創生への取組状況に係るモニタリング調査結果～地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』～」（平成28年度，平成29年度）を基に作成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

観光活性化ファンドは有限責任組合員（Limited Partner，以下「LP」という）と無限責任組合員（General Partner，以下「GP」という）の出資により設立される。LPは出資や案件探しのみを行う場合もあるが，ファンドの設立を主導する地域金融機関では，さらに投資先に対して経営のアドバイスを行ったり，行員を派遣して投資先の運営のサポートを行うケースもある。GPはファンドの業務運営者として，投資決定やファンド運営など事務的な業務を行う。

第２表に観光活性化ファンド事例とその概要を示したが，REVICや日本政策投資銀行等公的機関が関わる「官民型」と，地域金融機関が独自に立ち上げる「民間主導型」に大別できる。

前者は，LPがREVIC等公的機関と地域金融機関で構成され，REVICの子会社「REVICキャピタル（株）」と地域金融機関のグループ会社の２つの機関がGPとなり，後者は，LPは地域金融機関が，GPは地域金融機関のグループ会社となるケースが多い。なお，REVICは（株）事業再生支援機構を前身とする時限組織であり，地域活性化に取り組

第2表　観光活性化ファンドの類型別の概要

（単位　億円，件）

類型	ファンド名	設立年月日	ファンド総額	出資している金融機関	投融資先件数(注2)	観光まちづくり会社に投融資	GP(注5)
官民型	**観光活性化マザーファンド**	14. 4. 1	52	日本政策投資銀行	11(注3)		R, リ, D
	わかやま地域活性化ファンド	14. 1.24	10	紀陽銀行他2信用金庫	2	○	R, G
	青函活性化ファンド	14. 5.26	2	北洋銀行，青森銀行	2		R, G
	飛騨･高山さるぼぼ結ファンド	15. 2. 1	5	飛騨信用組合，全信組連	3		R, G
	やまと観光活性化ファンド	15. 3. 1	1.5	大和信用金庫	2	○	R, 民
	ALL信州観光活性化ファンド	15. 3.31	12	八十二銀行他9機関	5	○	R, G
	しずおか観光活性化ファンド	15. 3.31	13	静岡銀行他6機関	4		R, G
	沖縄活性化ファンド	15. 6. 1	20	琉球銀行他3機関	2		R, リ
	佐賀観光活性化ファンド	15. 7. 6	5	佐賀銀行他7機関	2	○	R, G
	ふくい観光活性化ファンド	15. 8. 5	3	福井銀行	1	○	R, G
	奈良県観光活性化ファンド	15. 9.30	10	南都銀行	2		G, リ, D
	千葉･江戸優り 佐原観光活性化ファンド	15. 9.30	5	京葉銀行，佐原信用金庫	2	○	R, リ, D
	九州観光活性化ファンド	15.10. 1	34	大分銀行他6行	2		R, リ, D
	広域ちば地域活性化ファンド	15.10. 1	5	千葉銀行	3		R, G
	高知県観光活性化ファンド	15.10.26	3	四国銀行	3	○	R, G
	かながわ観光活性化ファンド	16. 3.31	10	横浜銀行	2		R, G
	せとうち観光活性化ファンド	16. 4. 1	98	日本政策投資銀行他12機関	6		(注6)
	くまもと未来創生ファンド	16. 8. 5	50	肥後銀行，鹿児島銀行	2	○	リ, G
民間主導型	**ALL-JAPAN観光立国ファンド（仮称）**(注7)	18. 4	約250	三菱UFJ銀行，地域金融機関	0		G, 民
	『元気な長崎』応援ファンド	13. 6.24	30	十八銀行	2	○	民
	肥後･鹿児島地域活性化ファンド	14. 2.28	10	肥後銀行，鹿児島銀行	2		G, 民
	とちぎ地域活性化ファンド	15. 2. 1	10	栃木銀行	2		G
	みやぎん地方創生1号ファンド	15.10. 1	5	宮崎銀行	3		G
	さいきょう観光ファンド	16. 1.18	5	西京銀行	2		G
	つくば地域活性化ファンド	16. 1.29	5	筑波銀行	1	○	G
	ひょうご観光活性化ファンド	16. 2. 3	5	みなと銀行他2機関	3		G
	めぶき地域創生ファンド	16.11.14	20	常陸銀行，足利銀行	1		G

資料　REVICニュースリリース，各金融機関プレスリリース等を基に作成（18年4月3日時点）
（注）1　観光振興を目的としたファンドと地域活性化を目的としたファンドを掲載。
2　「投融資先件数」は観光に関するものを計上。
3　観光活性化マザーファンドの「投融資先件数」に，奈良県観光活性化ファンド，しずおか観光活性化ファンドなど子ファンドへの出資は含まない。
4　全国を投資対象としているファンドは太字で表示。
5　「GP」は業務運営者やその株主を表示。R…REVICキャピタル（株），リ…（株）リサ･パートナーズ，D…日本政策投資銀行，G…地域金融機関のグループ会社，民…その他の民間の投資，コンサルティング会社や企業を指す。
6　せとうち観光活性化ファンドの「GP」は瀬戸内地域の地銀7行，日本政策投資銀行，（株）ジェイ･ウィル･アドバンス。
7　ALL-JAPAN観光立国ファンドの「設立年月日」「ファンド総額」および「出資している金融機関」は予定。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

む地域金融機関に対して，事業性評価やファンド運営におけるノウハウの提供を行っている。官民型では，REVICからファンド運営のノウハウを習得できることと，REVICの専門人材による投資先へのサポートがあることが地域金融機関側のメリットとなっている。

同表で観光活性化ファンド設立の変遷をみていくと，13，14年に先行的に地域活性化を目的とするファンドが設立され，15年に観光に特化した官民型のファンドが増え，これに加えて16年には民間主導型の設立が進んだ。各ファンドの総額は，投資対象範囲が広い場合でやや規模が大きいが１～30億円程度である。ファンドの総額はあくまで出資可能額の目安であるため，投資先件数が機動性を把握する指標の１つになるが，一部を除いてほとんどが数件となっており，投資実行に苦戦しているところが多いとみられる。

次節では，民間主導型観光活性化ファンドの事例(注4)を取り上げ，地域金融機関の多様な取組みを紹介していく。

（注４）事例先等へのヒアリング調査は17年６月～18年２月に実施。

2　民間主導型観光活性化ファンドの事例

(1)　みなと銀行「ひょうご観光活性化ファンド」（兵庫県）

a　ファンド概要

みなと銀行は，インバウンド増を背景とした観光関連産業における設備投資の需要を見込み，16年２月に「ひょうご観光活性化ファンド」（正式名：ひょうご観光活性化ファンド投資事業有限責任組合）を設立した。ファンドを通じて，長期的な事業支援と株式取得による投資先の経営支援を行うとともに，兵庫県と締結した「産業振興にかかる連携協力に関する協定」のもと，観光振興に資する事業の推進ツールとしての活用を考えている。

ファンド総額は5.6億円であり，みなと銀行，兵庫信用金庫，日新信用金庫がLP，子会社であるみなとキャピタル（株）がGPである（第６図）。投資対象は，観光関連事業者や周辺事業者（宿泊・交通・物販事業者，

第6図　ひょうご観光活性化ファンドのスキーム図

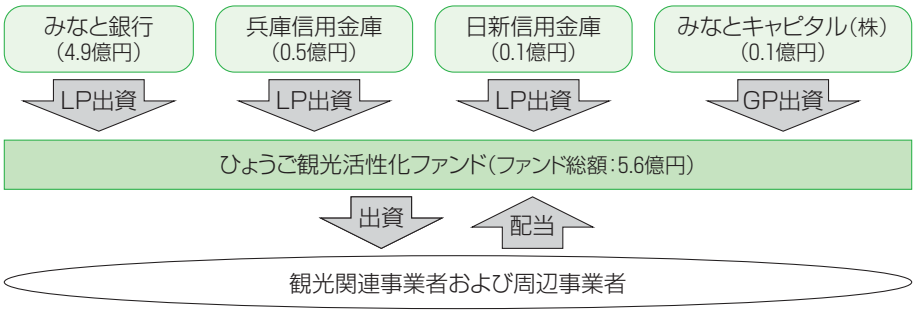

資料　みなと銀行提供資料を基に作成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

地域産品製造者 等）としており，２信用金庫とみなとキャピタルとともに案件先の発掘にあたっている。

b　投資先概要

投資実績数はレジャー施設や食品加工業等の３件である（第３表）。第１号案件の山形屋水産（株）は，釣り堀やキャンプ場，イルカのふれあい体験を提供する淡路島内のレジャー施設を運営している。みなと銀行の既存の取引先でコテージの増設資金として出資を受けた。

第２号案件の日乃本食産（株）は，三田・丹波産の特産品卸売・加工を行っている事業者であり，戒律上の食事制限の多いイスラム圏関係者に向けた，ハラール対応食品製造工場の新設にあたり，日本政策金融公庫の融資（５千万円）とファンドからの出資を受けた。国内初のハラールキッチン認証を取得している。

第３号案件の（株）バーベキューアンドコーは指定管理の公園でバーベキューテラス事業を運営している。同社は，（株）キャッスルホテルからバーベキュー事業を譲渡されて設立し，その開業資金としてファンドから出資を受けた。

c　みなと銀行の取組み

投資決定までの流れは以下のとおりである。まず，事業者との対話を通じて事業内容や資金使途がファンドに適しているかを判断し，資金計画と事業計画を踏まえた投資形態の検討を行った後，事業計画の将来性や収益性等を総合的に判断した審査を行う。

この際，特に事業計画のブラッシュアップに注力しており，関連業種についてこれまでの銀行業務で蓄積された情報に加えて，市場調査を行うなどして追加で情報収集を行っている。たとえば第２号案件は，食品製造業に関わる情報に加えて，情報量の少ないハラールについては関連団体にヒアリングし，事業計画に反映した。

第3表　ひょうご観光活性化ファンドの投資先概要

	第1号案件	第2号案件	第3号案件
投資実行日	16年3月	16年10月	17年2月
投資先名	山形屋水産(株)	日乃本食産(株)	(株)バーベキューアンドコー
会社所在地	南あわじ市	三田市	明石市
会社設立年月	94年8月1日	85年5月	17年1月
従業員	正社員16名	正社員9名	30名(正社員2名,パート28名)で運営予定
事業内容	釣り堀,オートキャンプ場のレジャー施設運営	食品卸,特産品等製造販売	バーベキュー施設の企画・開発・運営
投資額	2千万円	3千万円	1千万円
投資形態	株式取得	同左	同左
投資用途	コテージの増設資金	ハラール対応食品製造工場の新規設備資金	開業時の材料費・人件費

資料　みなと銀行提供資料および同行プレスリリースを基に作成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

事業者側は経営へのサポートを期待して出資を希望しているため，ファンドの投資形態を株式取得とすることで，投資実行後も株主として経営に深く関与している。併せて投資先への販路の提供やビジネスマッチングも行っている。

このようにみなと銀行は，投資先に合わせた詳細な事業計画の作成支援など，経営のサポートに力を入れている。

(2) 筑波銀行「つくば地域活性化ファンド」（茨城県）

a ファンド概要

２つ目の事例は，筑波銀行が16年１月に設立した「つくば地域活性化ファンド」（正式名：つくば地域活性化ファンド投資事業有限責任組合）である(注5)。同ファンドは，東日本大震災の復興支援プロジェクトにおける「新たな資金供給手法への取組み強化」として設立され，筑波銀行がLP，子会社の筑波総研（株）がGPである（第７図）。投資対象を「営業エリア内で事業を営む未上場企業のうち，将来性のある企業や地域活性化（創業・新事業）につながる事業に取り組む企業等」とし，案件発掘は同行と筑波総研が行っている。観光まちづくり会社のほか，ロボットや電子機器などのベンチャー企業等，計５件の投資実績がある。ここでは観光まちづくり会社「（株）かすみがうら未来づくりカンパニー」における同行の取組みを紹介する。

（注５）筑波銀行の観光振興の取組みは佐藤（2017b）で紹介。

第7図　つくば地域活性化ファンドのスキーム図

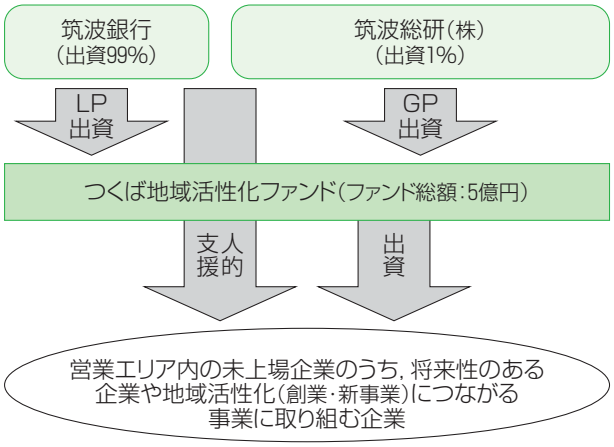

資料　筑波銀行提供資料を基に作成

b （株）かすみがうら未来づくりカンパニーの概要

第１号案件であるかすみがうら未来づくりカンパニー（以下「未来づくりカンパニー」という）は，かすみがうら市の地方創生政策の１つとして，市内の観光果樹園や観光スポットを巡るサイクリングプログラム「かすみがうらライドクエスト」の運営をはじめ，地域資源を活用した様々な事業を展開するなど地域をけん引し「稼ぐ地域づくり」を目指すこととして，16年４月に設立された。広告代理店の（株）ステッチが設立資金（２千万円）の50％を，市と同ファンドが25％ずつ出資している。

未来づくりカンパニーは同市の施設を拠点に，サイクリングプログラム事業，レストラン事業，地元農産物の加工販売やブランディングのほか地域住民の交流事業を行い，市の観光まちづくり会社としての役目を担っている。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

c　筑波銀行の取組み

同行は15年にかすみがうら市と地域振興協定を締結している。市から遊休施設の活用について相談を受け，新潟県十日町市で開催された食と芸術をサイクリングで堪能するイベントを視察するなかで，イベントの企画・運営者のステッチとつながりをもち，市に紹介した。その後も会社設立に向けて市と未来づくりカンパニーと話合いを重ねていき，市には補助金の助成やステッチと地元農家との関係づくりの協力を依頼するなど，事業の足場作りに向けて働きかけを行った。

会社設立後は，未来づくりカンパニーとともにレストランで提供するメニューやサイクリングの新スポットを検討したり，ボランティアスタッフとしてイベントに参加している。筑波銀行は自治体と民間企業の橋渡し役となるだけでなく，行員が随時現地に訪問して事業計画の進捗状況を細かく把握し，適宜アドバイスすることで，投資先の事業が軌道に乗るように支援を行っている。

(3)　十八銀行「『元気な長崎』応援ファンド」（長崎県）

a　ファンド概要

３つ目の事例は，十八銀行が13年６月に設立した「『元気な長崎』応援ファンド」である。同ファンドは，同行の地域活性化に資する事業者等への金融支援策である「『元気な長崎』応援プロジェクト」（第８図）の取組みの１つであり，県内の地場産業の振興を産学官金の関係団体が考える「長崎サミット」への参加を契機に取り組んできた。

ファンド総額は30億円，LPは十八銀行，GPは民間コンサルティング会社の（株）ドーガンである。案件発掘は同行とドーガンが行っており，ホテル，ワイナリー，飲食店，洋上風力発電など計５件の投資実績がある。次項では，行員２名が常駐するなど，人的支援が手厚い観光まちづくり会社「雲仙みらいかたる（株）」の事例をみていく。

第8図　『元気な長崎』応援プロジェクトの概要図

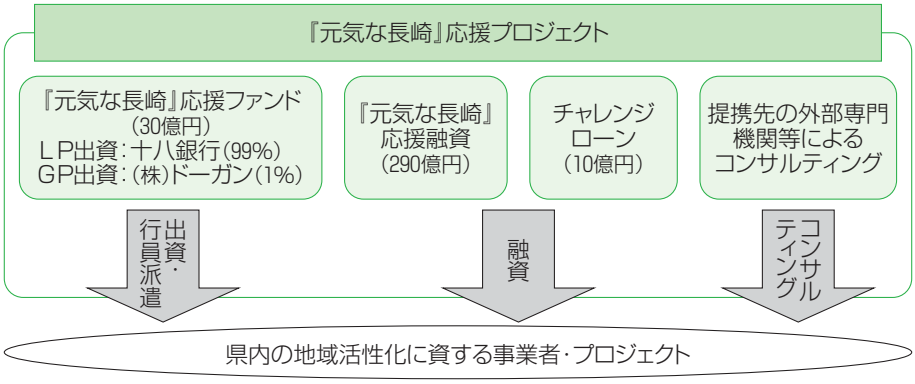

資料　十八銀行提供資料を基に作成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

b　雲仙みらいかたる（株）の概要

雲仙・小浜温泉への客足が低迷するなか，雲仙みらいかたるは，ホテル・旅館などの地元事業者とファンドが出資し，地域活性化を目的に17年１月に設立された。社内に７つの委員会を設置し，集客促進や住環境整備，旅館・ホテルの業務共同化に取り組んでいる（第４表）。委員会ごとに月２回程度話合いが行われ，出資者や地域住民がそれぞれ希望するテーマを選び参加している。同社はこれまでに，雲仙湯けむりビアフェス(注6)やナイトエコタツツアー(注7)，長崎空港と小浜，雲仙間の直通バスの運行などに取り組むほか，18年１月に旅行業務取扱管理者の資格を取得し，雲仙ならではの着地型商品(注8)の企画販売も計画している。

（注６）温泉施設巡りとビール，温泉卵の特典付きの共通券を販売し，音楽祭や屋台出店を組み合わせたイベント。17年８月11, 12, 19, 20日に開催。

（注７）地熱を利用したコタツで夜空を鑑賞する体験。地元ナビゲーターが雲仙と星空のガイドを行う。定員は最大30名で，１日２回開催。開催期間は17年10月から，毎週土曜日（不開催日有り）。

（注８）旅行者を受け入れる地域側が，地域のおすすめの観光資源を基につくる旅行商品。

第4表　雲仙みらいかたる(株)の概要

設立年月	16年1月
資本金	2,500万円(1,500万円は雲仙･小浜地区の旅館･ホテル〔14社〕と長崎地場企業･組合〔3社〕が出資。1,000万円は『元気な長崎』応援ファンドが出資)
役員等	代表取締役　七條氏(九州ホテル社長) 専務2名, 監査役1名, 事務局2名(十八銀行の行員2名)
委員会構成 (検討内容)	①オレンジ(イベントのPR活動) ②バス(長崎空港からのアクセス) ③商店街(雲仙温泉の商店街活性化) ④新しいすごしかた(宿泊者の夕食後のアクティビティの提供) ⑤寮社宅(ホテル･旅館従業員の共同寮の新設) ⑥業務効率化(ホテル･旅館従業員の融通) ⑦小浜活性化(小浜温泉の活性化)

資料　十八銀行プレスリリース, ヒアリングを基に作成
(注)　ブランドデザイン事業を行う(株)レンジ･アンド･パートナーズと連携した取組みであることから, 委員会名を「オレンジ」としている。

c　十八銀行の取組み

同行と雲仙温泉地域との関係は長く，経営不振に陥る事業者が増えるなか，同行は05年に事業者を対象に集中的な支援を行い，経営の改善にあたった。当時の経験から，観光地の再生には多くの事業者への支援が必要だと感じ，観光まちづくり会社の設立と地域全体の面的な金融支援を構想するようになった。そこで，地域住民に観光まちづくりに関心を持ってもらうためにDMOの説明会を開催した。会社設立にあたっては，取引先として関係が深く，雲仙温泉のキーパーソンとなる（有）雲仙九州ホテルの七條氏（代表取締役社長）に協力を依頼し，共に観光まちづくり会社への協力を地元事業者に呼びかけていった。

雲仙みらいかたるの設立後は行員２名が常駐し，各委員会の話合いの記録と課題の整理を行い，企画がスムーズに実施されるよう支援している。面的な金融支援については，雲仙・小浜温泉のホテルや旅館のリニューアルに向けて既に３件の融資を行っており，他行をメインバンクとする事業者の相談にも積極的に応じている。また，イベント開催時には100名弱のボランティアを行員から募り，当日はスタッフとして運営のサポートを行った。

以上のように十八銀行は，観光まちづくり会社を通じた地域の課題解決を目指すとともに，面的な金融支援による地域密着型金融に取り組んでいる。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

(4)　3事例にみる利点と課題点

民間主導型観光活性化ファンドの３事例を第５表にまとめたが，ファンド対象先の条件や投資額の規模，GPの属性など異なる点は多く，いずれの地域金融機関も地域のニーズに合わせて多様な支援を行っていた。十八銀行については，設立年が13年と観光活性化ファンドのなかでも早く，ファンド総額や１案件当たりの投資額も大きいなどの特徴がある。他方，みなと銀行と筑波銀行については，設立年が16年と同じでファンド規模や投資額もやや近く，GPが子会社であることが共通している。16年はREVICが関わる観光活性化ファンドが多く設立された時期と重なっているが，REVICと連携する選択肢もあるなかであえて独自にファンドを設立した理由は，「機動性」と「裁量」を重視したことにある。

子会社がGPとなれば，ファンドの目的，顧客情報，地域情報の認識などの共有がしやすく，関係者も少ないことから機動性を発揮することができる。また，投資先条件や投資形態，ファンドの期待収益率なども独自の裁量で決定することが可能であり，地域金融機関の意向が強く反映できることが強みである。こうした民間主導型観光活性化ファンドの設立は，REVICのノウハウ移転がなくとも観光活性化ファンドの設立・運営に取り組む体制が備わっている地域金融機関があることや，地域金融機関が投資先に対して独自のスキルを生かした幅広い支援が行えることを意味しているだろう。

観光活性化ファンドは，リターン追求というよりは投資による観光地の魅力向上な

第5表　民間主導型観光活性化ファンドの概要整理

	ひょうご観光活性化ファンド	つくば地域活性化ファンド	『元気な長崎』応援ファンド
主導行	みなと銀行	筑波銀行	十八銀行
本店所在地	兵庫県	茨城県	長崎県
ファンド設立年月（存続期間）	16年2月	16年1月	13年6月
ファンド総額	5億6千万円	5億円	30億円
LP	みなと銀行，兵庫信用金庫，日新信用金庫	筑波銀行	十八銀行
GP	みなとキャピタル（株）（グループ会社）	筑波総研（株）（グループ会社）	（株）ドーガン（民間コンサルティング会社）
案件探し	みなと銀行，みなとキャピタル（株），兵庫信用金庫，日新信用金庫	筑波銀行，筑波総研（株）	十八銀行，（株）ドーガン
観光関連の投資先と投資額	山形屋水産（株）：2千万円 日乃本食産（株）：3千万円 （株）バーベキューアンドコー：1千万円	（株）かすみがうら未来づくりカンパニー（観光まちづくり会社）：5百万円	（株）九十九島観光ホテル：2億円 雲仙みらいかたる（株）（観光まちづくり会社）：1千万円
観光関連以外の投資先，投資額		LEシステム（株），（株）Doog，（株）ナノルクス，（株）AGREE	（株）五島ワイナリー：3千万円 グリーンティーワールドホールディングス（株）：2千万円 戸田建設グリーンボンド：10億円
事例における各行の取組み	詳細な事業計画の作成支援，ビジネスマッチング	自治体と民間企業の橋渡し，事業アドバイス	行員常駐による運営サポート，面的金融支援

資料　各行提供資料，プレスリリース，ヒアリングを基に作成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

ど公益的な効果の発揮を重視する傾向にはあるものの，一定の期待収益確保のためには，投融資資金の回収時まで経営状況に応じた丁寧なサポートが求められる。特に民間主導型の場合，投資先に対するREVICの専門人材の派遣等直接支援がないため，地域金融機関が投資先の経営状況を細かく把握し，継続的に適切なアドバイスを行っていく必要があるだろう。

なお，地域金融機関が観光振興に取り組むうえで，民間主導型か官民型か，そもそもファンドを活用するかといった選択については，一概にどれが最善の手段であるとは言い切れるものではない。地域金融機関が事業者や地域など支援対象のニーズに合わせて，既存スキルを生かした役割の発揮を行うことが重要である。

3　地域金融機関が観光まちづくりに参画する意義

(1)　人的支援ニーズの高まり

３行による多様な支援をみてきたが，筑波銀行や十八銀行のような観光まちづくり会社への投資事例では，行員の訪問や常駐など両行が手厚い人的支援を行っていることが確認できた。官民型観光活性化ファンドでも観光まちづくり会社に行員が半常駐しているケースもあり(注9)，地域に深く関わるような投資先では，人的支援が欠かせないものとみられる。

観光まちづくりの重要性が高まる今日，地域金融機関が観光振興に取り組むうえでこうした人的支援のニーズはますます高まると考えられる。次項では観光まちづくり会社が抱える課題と地域金融機関が観光まちづくりに参画する意義について考察していきたい。

(注９) ALL信州観光活性化ファンドでは，八十二銀行の行員が長野県下高井郡山ノ内町に半常駐し，投資先への支援を行っている（佐藤（2017b））。

(2)　観光まちづくり参画への意義

16年以降，観光庁の主導のもと日本版DMOの設立が進められている。これらは，地域の多様な関係者との協力のもと，データ分析を基にしたターゲッティングや地域のブランディングなどを行い，観光まちづくりなどに取り組む法人である。18年３月末時点で本登録された日本版DMO法人は70，候補法人は128となった。

これら法人の運営上の課題は多いが，なかでも財源や事業運営費の確保等，資金に関することが大きな課題となっている(注10)。日本政策投資銀行地域企画部（2017）は，DMOがビジネスを意識した観光振興を行う組織であるためには財務基盤の確立が最も重要であり，会費，自治体からの公的助成・業務委託等による財務基盤の下支えが必要だとしている。ただし，自治体からの公的助成や業務委託の場合，予算決定に間に合うような準備が必要であったり，決定後は資金用途の変更が難しくなるなど，経営環境や市場ニーズ変化への対応が弱いことが難点だとみられる。他方，地域金融機関のファンド支援の場合，経営状況や先を見据えた長期安定的な資金供給を可能とし，こう

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

した課題に十分応えることができるだろう。

また資金面だけでなく，観光まちづくり会社の体制におけるもう１つの課題にも地域金融機関は対応できる。その課題とは，地域のための観光振興という「公益的」な性格と，組織の維持のための収益確保という「事業的」な性格のバランスの確保である。前者の意味合いが強いと観光協会や行政の取組みと重複するために組織の存在意義が問われるが，後者の色合いが強いと観光振興に乗じた収益性重視の企業となり，地域内の事業者との軋轢（あつれき）が生まれやすくなるものとみられる。しかし，地域経済の活性化のためという「公益的」な側面と，一企業としての「事業的」な感覚を併せ持つ地域金融機関が観光まちづくり会社に関われば，地域経済の活性化に資することを対外的に示すとともに，人的支援を通じ，地域金融機関が持つ情報や販路などを生かした優位性の高い経営展開が期待できる。さらに，経験の蓄積に裏付けられた経営アドバイスをすることで，観光まちづくり会社の経営サポートができるだろう。

地域金融機関が観光まちづくりに参画する方法は，観光活性化ファンドによる投資以外にも観光まちづくり会社の構成員の一員となる場合がある。既に日本版DMO候補法人等の構成員の一員になっている地域金融機関は少なからずあり，今後，先の課題に対しての役割発揮が期待できよう。

(注10) 日本観光振興協会ウェブサイト「DMO候補法人の現状と課題について」（https://www.nihon-kankou.or.jp/home/userfiles/files/autoupload/kekka.pdf）参照。

おわりに

地域金融機関による観光振興の取組みがもたらす効果は，支援先である観光関連事業者や観光まちづくり会社だけといった一方通行のものではない。観光まちづくりにおいて地域金融機関が存在感を発揮することは，むしろ地域金融機関のブランドや信頼の向上となり，既存の取引先との関係強化や新規取引案件の獲得につながる可能性が高く，地域金融機関自身の持続的な経営にも貢献するとみられ，地域金融機関が観光振興に取り組む意義は大きい。

＜参考文献＞

- 佐藤彩生（2017a）「観光活性化ファンドによる地域金融機関の観光振興への取組み」『農林金融』２月号
- 佐藤彩生（2017b）「サイクリング×地産地消でかすみがうらに新風を～筑波銀行による観光振興の取組み～」『金融市場』８月号
- 日本政策投資銀行 地域企画部（2017）『観光DMO設計・運営のポイント　DMOで追求する真の観光振興とその先にある地域活性化』ダイヤモンド社

（さとう　さき）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

談話室

歴史と未来が交錯する中国農業

2018年２月，中国共産党中央委員会と国務院は，2018年中央１号文件である「農村振興戦略に関する意見」を発表した。中央１号文件とはその年の重要な政策課題について発出される新年最初の文書。2018年が1978年三中全会において改革開放政策を開始して以来40周年にあたることも意識され，将来にわたる中期的な目標も含んだものとなっている。

具体的には「2020年までに農村振興において重要な進展を遂げる。2035年までに，農業・農村の近代化を基本的に実現し，農村の生態環境が根本的に改善される。2050年までに強い農業・美しい農村・豊かな農民を全面的に実現する」という目標である。これまで政府は「二つの100年目標」すなわち，共産党創立100周年（2021年）に小康社会（全ての人が適度に豊かな社会）を全面的に実現する，建国100年目（2049年）に富強・民主・文明的で調和のとれた社会主義現代国家を実現するという二つの目標を掲げており，今回の中期的な目標はそれに沿ったものと言える。今回１号文件で列挙されている戦略のうち，２点について紹介したい。

まず戦略の一つである「農村土地制度にかかる改革の深化」は，おおむね「農家請負経営権の安定化（農地請負期限の延長）」「土地経営権の譲渡推進（集約化・規模拡大を志向）」などであるが，長年取り組んできた改革をさらに一歩進めるというものであろう。昨秋，中国農業大学農林中金総合研究所寄付講座開講式典において元中国共産党中央農村工作領導小組副組長の陳錫文氏は，農村土地制度について以下のように説明している。「鄧小平氏が言っているように中国の改革はまず農村から始まった。農業の経営体制改革の最も主要なことは農地経営問題の改革だった。それ以前は集団統一経営，労働成果統一計算・分配であったものを家庭請負経営に転換した（結果として利益を家族に残すことができ消費・投資につながる）。」

小康社会を目指すためには改革が必要である。しかし一方で農地は農村社会と政治の安定の基礎であるという認識も強く，これまで時間をかけながら改革を深化させてきたし，これからも相応の時間がかかることを覚悟しながら改革を行うということなのであろう。別の機会にお会いした時，陳氏から，習近平総書記の「十分な歴史的忍耐を持って経営制度の転換を進める」という言葉を紹介された。「人民の生活に関わることだ」と付け加えられた。深い。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

次に，「農業発展の質を高め，農村発展の新しいエンジンを育成する」という戦略。具体的な施策として「農村EC（イー・コマース）の発展を促進するためのインフラ施設を整備する」「インターネットによる農業の産業化を奨励支援する」などが掲げてある。

今年３月上海等で，ECのガリバー企業であるアリババの子会社「盒馬鮮生（フーマー・シェンション）」がネットと生鮮食品のリアル店舗の融合を志向している店舗を視察した（阮蔚「Eコマース企業の参入で激変する中国生鮮食品市場」『農中総研調査と情報』Web誌2018年５月号を参照願いたい）。

当社の戦略はリアル店舗で生鮮食品の品質を確かめてもらった後にネットへ誘引すること（数回リアル店舗で購入するとネット注文に移行する客が多いとのこと），ターゲットとする商圏は３㎞以内で注文後30分で配達するサービスを備えていること，店舗で購入した食材をその場で調理し食べさせるフードコートを併設しEC消費の主役である若者への訴求に努めていること，決済はスマートフォンでQRコードを読み取って行う方式であること，近隣の野菜生産農家とは契約栽培となっており在庫にならぬようビッグデータに基づき出荷依頼すること，当日売れ残りそうなときにはビッグデータから見込み客に割引販売をメールして当日中に売り切る努力をする等々，興味が尽きないビジネスモデルである。

中国の国家におけるECは2015年５月李克強首相が打ち出した「インターネット＋（プラス）」行動計画によって加速したとされる。小売EC市場は以降順調に拡大を遂げ，2013年には米国を抜き，2015年3.8兆元，2017年には7.2兆元（1.1兆ドル）にまで拡大した。ゴールドマン・サックスは2020年に１兆７千億ドルまで拡大すると予測している。

また，小売ECのうち農村市場についても2015年11月国務院により「農村のEC発展加速促進に関する指導意見」が発表されて以降，各年一号文件等の場で具体的な奨励が行われてきており，2017年には1.2兆元，農村ネット拠点986万店，物流を含めた関連就業者数は28百万人となっている。

中国は農業という産業において，40年間の「改革」を忍耐強く積み重ねてきたという歴史と，世界一の規模・スピードでインターネットを活用して効率化を図ろうとしている未来とが交錯している。

（（株）農林中金総合研究所 代表取締役社長　齋藤真一・さいとう　しんいち**）**

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

＜シンポジウムの記録＞

FIT導入５年　今こそ地域からのエネルギー転換を

2017年12月９日（土）　会場：一橋大学

【プログラム】

＜開会挨拶＞　佐藤　宏（一橋大学 理事・副学長）
木村吉弥（農林中央金庫 総合企画部広報CSR企画担当部長〔当時〕）

＜基調講演＞　大野輝之（公益財団法人自然エネルギー財団 常務理事）
自然エネルギー100%へ向かう世界と日本

＜調査報告＞　山下英俊（一橋大学大学院経済学研究科 准教授）
自治体アンケートから見る地域の課題
寺林暁良（農林中金総合研究所 主事研究員）
欧州でのエネルギー協同組合の広がりと日本への示唆

＜事例紹介＞　千葉訓道（飯舘電力株式会社 取締役）
震災復興の証としての自然エネルギー発電事業
半澤彰浩（生活クラブ生協神奈川 専務理事）
生活クラブのエネルギー政策と取組み
田中拓哉（一般社団法人八王子協同エネルギー 代表理事）
八王子から考える都市エネルギー

＜パネル討論＞
司会・進行：山下英俊
パネリスト：上記の事例紹介者３名
石井　徹（朝日新聞 編集委員）
丸山康司（名古屋大学大学院環境学研究科 教授）
江口智子（東京駿河台法律事務所 弁護士）
山下紀明（認定NPO法人 環境エネルギー政策研究所 主任研究員）

＜閉会挨拶＞　寺西俊一（一橋大学大学院経済学研究科 特任教授）

＜総合司会＞　多田忠義（農林中金総合研究所 研究員〔当時〕）

佐藤　宏
一橋大学 理事・副学長

木村吉弥
農林中央金庫 総合企画部
広報CSR企画担当部長（当時）

寺西俊一
一橋大学大学院
経済学研究科 特任教授

本記録は，農林中央金庫が一橋大学に開設している寄附講義「自然資源経済論」の一環として開催された市民公開シンポジウムの概要を農林中金総合研究所の責任においてとりまとめたものである。なお，発表者の言葉遣いを優先し，一部の同義語は統一しなかった（例：自然エネルギーと再生可能エネルギー）。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

【基調講演】

自然エネルギー100％へ向かう世界と日本

大野輝之（公益財団法人自然エネルギー財団 常務理事）

急成長する世界の自然エネルギー

今日は，世界全体でどのようなエネルギー転換が起きているのかという全体像をお話しします。そして，その要因である価格，気候変動対策を紹介し，最後に，日本での動きや課題を提示します。

まず，自然エネルギーによる発電量の動向です。世界では，風力発電と太陽光発電を中心に，設備容量が年々増加しています。各国政府，企業団体やNGO等で構成されるREN21（Renewable Energy Policy Network for the 21st Century）が発表するGlobal Status Reportによれば，2016年末で，風力発電は世界全体で487GW（ギガワット）（1GW＝100万kW（キロワット），大型の原子力発電所の1基分の設備容量に相当），太陽光発電は303GWに達しています。しかも，風力発電は2011年から2倍，太陽光発電は3倍で，増加の勢いは増しています。

これらを最近10年で比較すると，原子力発電は350～400GWであまり変化がありませんが，風力発電は，2015年に原子力発電を超え，太陽光発電は，近い将来，原子力発電を上回る設備容量となる勢いです。

もちろん，風力・太陽光の発電量は，風や日照の有無といった自然条件に左右されますが，原子力は，点検やトラブル以外は発電します。そこで，自然エネルギーの発電量を調べると，過去50年で，原子力の発電量が自然エネルギーの発電量を上回ったことは一度もないことがわかります。1990年代までの自然エネルギーは，大型の水力発電によるものですが，近年の伸びは，太陽光や風力といった新しい自然エネルギー電源によるものです。

シンポジウムの様子

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

ちなみに，原子力の発電量は，2000年代前半をピークに頭打ちしています。そのため，福島での原発事故が発電量を押し下げた唯一の要因ではなく，様々な要因を考えなければなりません。なお，2016年の世界の発電量に占める自然エネルギー割合は４分の１，原子力は１割です。

次に，電気消費量に占める自然エネルギーの割合を国別にみていきましょう。一番割合が高いのはスウェーデンですが，44％は水力発電で占められます。これは，大きなダムを造りやすいという地形条件によるところが大きく，世界中どこでも実現できることではありません。むしろ，デンマークでは，特別な地理的条件はないにもかかわらず，新規の風力電源開発を推進したため，38％を風力発電が占めています。ちなみに，日本では，電力消費量に占める自然エネルギーの割合は，大規模水力を含めて15％ぐらいで，世界の自然エネルギー導入状況に比べ後れています。

一方，自然エネルギーへの転換を急速に進めている国があります。それは中国です。中国に対する一般的なイメージは，エネルギーの中心が原子力や石炭火力で，大気汚染が北京や上海などの大都市で特に深刻，というものです。大気汚染がひどいのは事実ですが，それゆえに，中国は自然エネルギーへの転換を急速に進めています。実際，中国の風力発電と太陽光発電の導入量は，世界で突出しています。福島での原発事故の教訓から，原子力発電所の新設にブレーキがかかっているようです。

インドでも，モディ政権が自然エネルギーを導入していく目標を立てています。もちろん，現状では石炭火力が多いものの，自然エネルギーへの転換が急速に進んでいます。そして，ブラジル，チリ，アルゼンチンといった南米でも同じことが言えます。環境には良いがコストが高い，という自然エネルギーに対するイメージは過去のものとなりました。

拡大の背景①：著しい価格低下

世界で自然エネルギーへの転換が急速に進んでいる理由は２つ考えられます。その１つは，価格低下です。世界各国で太陽光発電や風力発電を１kWh（キロワットアワー）供給するために必要な費用は，１米ドル＝100円で換算すると４～６円程度です。実際，火力発電のコストと比較すると，中国，インド，ドイツ，イギリスでは，価格のばらつきはあるものの，火力発電と同程度のコスト範囲に収まります（第１図）。このように，自然エネルギーが，火力や原子力よりも安い電源になってきています。直近では，2017年11月にメキシコで行われた風力発電プロジェクトの入札で，１kWh当たり1.77円となりました。太陽光では，2017年にサウジアラビアで応札があり，１kWh当たり1.78円でした。

しかし，自然エネルギーの価格低下はまだ続くと推計されています。ブルームバーグ・ニュー・エナジー・ファイナンスによると，太陽光発電のコストは2025年までに，2015年から６割低下するだろうという見通しを示しています。エンジー（フランスの公

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

第1図　世界の主要国における発電コストの比較（LCOE, 2017年上期）

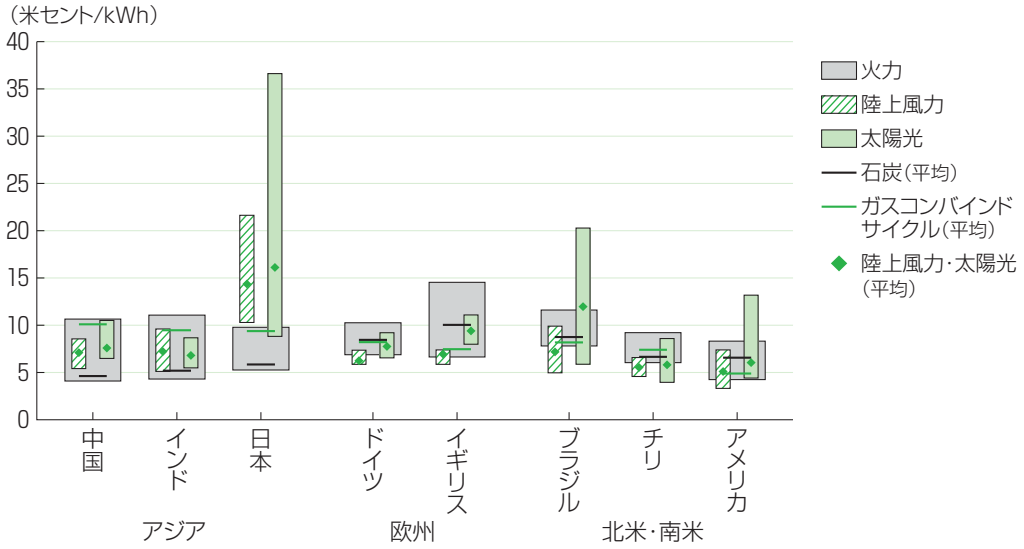

出典　自然エネルギー財団「電力会社に迫る変革の波」2017年10月，原典は，BNEF「Levelized Cost of Electricity」April 2017
（注）1　LCOE（Levelized Cost of Electricity，均等化発電原価）：発電設備の建設から運転終了までの想定される費用に基づき，発電コストを試算する方法。
2　火力には石油火力発電を含まない。

共ガス発電事業者）の副社長は，「太陽光発電は遠くない将来にほとんどタダになるだろう」と2017年に開催された講演で述べました。

もちろん，自然条件が世界各国と異なる日本で，自然エネルギーの発電コストを引き下げることは容易でない面もあります。太陽光発電の場合は日射量，風力発電の場合は風の状況で稼働率が異なります。しかし，世界各国では，自然条件が良いところでなくても既に１kWh当たり数円で発電できているため，日本の発電コストは，やはり高いと思います。

拡大の背景②：パリ協定と脱炭素化の動き

もう１つの理由は，地球温暖化対策です。2015年にパリで開催されたCOP21で「パリ協定」が締結され，世界全体で21世紀後半のできるだけ早い時期に脱炭素経済・社会にしなければならない，人間の活動によって排出される二酸化炭素を実質ゼロにしなければならない，と決めました。

カーボントラッカー（イギリスのNGO，金融シンクタンク）が発表したレポートによれば，平均気温の上昇を２℃未満に抑えるためには，現在判明している世界の埋蔵化石燃料の７割は使えないという衝撃的なものでした。IEA（国際エネルギー機関）をはじめとする各研究機関でもおおむね似た結果（３分の２から８割）となっています。このため，化石燃料に頼らず，必要なエネルギーを確保するうえで，省エネに加え，自然エネルギーの必要性が高まっています。

先進国は，2050年までに，温室効果ガスの発生量を80％程度削減する目標を打ち出

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

しています。これを達成するために，省エネだけでなく，自然エネルギーの導入を進めていくことになっています。例えば，ドイツは，2025年までに発電量の40～45％，スペインは2020年までに40％，ポルトガルは2020年までに60％と，欧州各国では，2020年から2030年の間に発電量の40～60％を自然エネルギーとする目標を掲げています。ちなみに，日本は2030年度に22～24％と，先進国に比べ半分の目標になっています。

脱炭素化でもう１つ考えるべきは原子力発電の問題です。IEA『World Energy Outlook 2017』によれば，2017年から2040年までの電源別設備容量の各年の平均純増加量は，原子力が４GW弱ですが，自然エネルギーは160GWに達する見通しです。

日本では，温暖化目標を達成するために原子力発電が不可欠だという議論が今でもありますが，世界の地球温暖化対策では，原子力発電所を新設するよりも自然エネルギーを使って電気をつくることにコストメリットがあり，原子力発電を使うという議論はあまりみられません。

もちろん，放射性廃棄物の最終処分場が未定である問題や，安全性の問題も影響していますが，一番の理由は新設コストが高いからです。2015年に資源エネルギー庁が試算した結果によれば，日本での原子力発電コストは，１kWh当たり10.1円以上とあります。ただし，計算の前提である120万kWの新設原子力発電所建設に4,400億円（設備容量１kW当たり37万円）と，過小評価されています。ちなみに，イギリスのヒンクリーポイントＣの事例で１kW当たり90万円，米国・ボーグルでは102万円でした。

要するに，資源エネルギー庁が想定する設備容量と同規模程度の設備容量を持つ原子力発電所の建設コストは，海外の場合２～３倍高く，海外の建設コストに基づく日本の原子力発電コストは，15～16円以上になり，原子力が火力よりも高コストな発電であるとわかります。今，私たちが検討すべきは，既存の（特に償却が終わっている）原子力発電と新規に建設する自然エネルギーの発電コストの違いで，この部分が，世界の状況とは異なります。

また，自然エネルギーによる発電割合が高まっていくなかで，世界全体の送電網を結んで世界の電力を自然エネルギーで全て賄おうという「グローバル・エネルギー・インターコネクション」構想が，2015年に中国の送電網を８割所有する国家電網から発表されています。

太陽光発電や風力発電は，世界全体を結べば必ずどこかで発電でき，水もどこかで必ず流れているという考えに基づいています。ちなみに，私が所属する自然エネルギー財団もアジアの国際送電網を実現しようという構想を持っており，共同研究を進めております。

日本の課題と新たな動き

日本は，2016年度時点で，電力発電量に占める自然エネルギーの割合は約15％です。政府目標は，この割合を2030年度までに22～24％へ引き上げ，また，原子力で電力発

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

電量の20～22％を占める，というものですが，原子力の供給割合が目標に到達しないという見方が多くなっています。そして，これらが目標に及ばないことが想定される場合，火力発電で埋め合わせてしまうと，2030年の段階でも日本の電力の相当部分が化石燃料で供給され，二酸化炭素の削減目標が達成できなくなります。さらに，日本では二酸化炭素排出量が多い石炭火力発電所を43基（大型の原子炉17基分相当）新設する計画が進んでいます。新設を計画している石炭火力発電所は，二酸化炭素排出量が比較的少ないと宣伝されますが，実際には，従来の石炭火力に比べ数％しか削減できず，天然ガス発電の２倍の二酸化炭素を排出します。世界では，石炭火力を削減する方向ですから，日本の動きは逆行していると言えます。

では，私たちはどうしていくべきか，４点挙げたいと思います。

(1)　自然エネルギーを基幹電源とする国の戦略を立てる必要があること

2030年度の政府目標は，太陽光発電を64GW導入することですが，既に45GWが導入済みです。太陽光発電協会は，100GWの導入目標を立てていますし，シンクタンク等は，150～200GWまで増やせると指摘していますから，政府目標を修正すべきです。

風力発電は，現在３GW強ですが，2030年度の政府目標は10GWです。風力発電の開発は，環境アセスメントに時間を要していましたが，2020年代前半には10GWに到達するとみられています。投資の安定性を実現するうえで，もっと高い目標を掲げていくことが大事だと思います。

また，環境省が発表している2050年のビジョンでは，二酸化炭素を排出しない電源を９割にするとありますが，その中身は原子力発電とCCS（二酸化炭素の回収・貯蔵）付きの火力発電も含んでいます。CCS付き火力発電は現実性に乏しく，自然エネルギー電源をどれくらい増やすのかという目標を明確にするべきです。

(2)　系統接続問題を解消すること

電力会社は，これ以上自然エネルギーを送電線に受け入れる余地がないと主張しますが，実際には，送電線の設備容量の10～20％程度しか使っていない状況です。もちろん，これには理由があり，50％は緊急時用，残りは，火力発電所等や再稼働予定の原子力発電が100％稼働した場合の送電容量を確保しているためです。しかし，当面送電予定のない容量は，自然エネルギー発電の接続に振り向けるなどの工夫が必要です。ちなみに，太陽光や風力といった変動電源が占める割合を日本と海外で比べると，日本は4.8％，一方で，デンマークは38.5％，ポルトガルは24.2％です。

(3)　自然エネルギー開発に関する規制を緩和すること

日本は諸外国に比べて基準が厳しく，小規模な自然エネルギー開発でも環境アセスメントの対象となることが課題と考えています。

また，農地と自然エネルギーの共存ができないような法制度も課題です。かつて，

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

2000年代半ばまでは農地や牧場で風力発電の導入が進みましたが，農地転用による大型商業施設の立地を規制する目的で，農地法や農業振興地域の整備に関する法律（農振法）が改正され，この規制強化の影響を風力発電等も受けています。諸外国では，広い牧場や農場で風力発電が建ち，それが農業収入を補てんして農業経営に寄与している事例がたくさんありますので，日本でも議論されるべきと思います。

(4) 企業も家庭も使う電力を自然エネルギーに変えていくこと

例えば，イギリスのクライメート・グループが運営する国際イニシアティブ「RE100」という企業の取組みが注目されています。企業が使う電力を100％自然エネルギーに変えていこうという取組みです。既に，GE，アップル，グーグルなどの120社以上がこの取組みに賛同しており，2017年には，日本からリコー，積水ハウス，アスクルが加わりました。

2017年４月には，自然エネルギー財団が日米の企業10社と共同で，企業での自然エネルギー活用を促進するための提案を発表しましたし，味の素，千葉商科大学などでも自然エネルギー100％の動きがみられます。また，東日本大震災以降，コミュニティ電力の動きが広がっています。

日本では，自然エネルギーへの転換コストの課題は残っていますが，電力を使う企業も家庭も，自然エネルギーが必要だという声を上げていくことこそ，日本のエネルギー転換を進めていく大きな力になると信じています。

【調査報告①】

自治体アンケートから見る地域の課題

山下英俊（一橋大学大学院経済学研究科 准教授）

地域主導型の再生可能エネルギー導入に果たす自治体の役割を調査

私たちは，再生可能エネルギーを増やしていくうえで鍵を握る，地域とエネルギーとの関わりや，地域エネルギー政策などを研究しています。なぜなら，再生可能エネルギーを使うことが，地域を豊かにすることにつながる可能性があるからです。

実際，ヨーロッパでは，地域の人たちが自ら進んで再生可能エネルギーに投資することで，省エネや再生可能エネルギーへのシフトを実現しています。また，この取組みで生まれた利益が，地域を豊かにし，まちづくりの原資にも活用されています。

一方，日本では「農山漁村再生可能エネ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

ルギー法」が2014年に施行されましたが，地域外の資本が主導して再生可能エネルギーを導入する外部主導型の事業がみられ，新たな地域課題となっています。

こうした外部主導型から協働型，地域主導型の再生可能エネルギー事業へシフトさせる諸条件を研究するなかで，私たちは，基礎自治体の果たす役割が大きいと考え，2014年に続き，2017年に２回目の自治体アンケートを実施しました。

今回の調査では，1,741自治体中1,383（８割）の自治体から回答いただきました。また，２回連続で回答した自治体は1,120（６割強）でした。

導入進む再生可能エネルギー

この３年間で，自治体による再生可能エネルギーを導入する動きが一段と進んでいます。条例，計画，目標などの明文化された方針に基づいて再生可能エネルギーを推進している自治体は微増していますし，再生可能エネルギーの設備を設置している自治体の割合は高まりました（太陽光：前回54％→今回71％，太陽光以外：13％→24％）。太陽光，小水力，バイオマスなどの設備を設置している自治体は，延べ1,063団体（回答自治体の４分の３）でした。

トラブル発生，自治体の課題認識や政策要求も増加

再生可能エネルギーに絡んだトラブルは，前回調査から3.8倍と増加しました。具体的には，景観，低周波，騒音，土砂災害，住環境の悪化，雑草等です。騒音や低周波は，風力発電よりも太陽光発電に起因するものが多いようです（例：発電した電気を直流から交流に変換するパワーコンディショナーから出る音等の問題）。

また，前回調査から回答自治体が増えた課題は，住民と事業者との間でトラブル（前回比2.0倍），景観に悪影響（同1.5倍），といったトラブルに関わる部分です。もちろん，ノウハウ不足，資金調達が難しい，という回答は前回同様，高い割合のままでした。

さらに，環境アセスメントを風力以外にも適用してほしい，規制を強化してほしいという意見が増えております。また，固定価格買取制度に基づく事業計画の認定要件に立地自治体の同意を必須としてほしいという要望もありました。

これらの要望の一部は，2017年４月に改正施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）」で法令遵守が規定され，法に基づいて対策できるようになりました。このため，自治体は条例を根拠にして，問題のある事業計画を法的に認定させないことが可能となりました。また，資源エネルギー庁が事業計画策定ガイドラインを事業者に提示し，そのなかで住民とのコミュニケーションを推奨する項目があります。しかし，先ほど述べた要望が自治体から寄せられましたので，改正FIT法やガイドラインなどの制度改正があまり認知されていない可能性が示唆されました。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

地域貢献事業や自治体新電力が増加

地域貢献事業は回答自治体の１割で実施されていました。具体的には，自治体，住民，地元企業が再生可能エネルギー施設に出資する，その事業によって得た収益を地元に寄附する，地元から材料等を調達する，住民を雇用する，事業収益を使って地域振興事業（コミュニティバス運行，直売所運営等）を行う，などです。

また，自治体新電力（自治体が出資するなどして電気供給等を行う事業体）を設立している自治体が30，検討中が85でした。

地域活性化を再生可能エネルギーの推進理由とする条件

再生可能エネルギーを推進する理由をみると，一番多い回答は，温暖化対策，次にエネルギーの地産地消，３番目に地域活性化なのですが，いずれも，前回より割合が低下しております。地域からのエネルギー転換を考えるうえで，地域活性化は重要な視点ですので，前回と今回の両方に回答している1,120の自治体に絞って，この低下理由を分析しました。

前回選択した443の自治体は，農村部で風力や水力のポテンシャルが高いとされている地域で，特に市が地域活性化を推進理由とする傾向がありました。

前回のみ選択した211の自治体は，自治体自身が積極的に再生可能エネルギー設備を設置するなどして模範になろうとしていた自治体が多く，３年経過してうまくいかなかった可能性が考えられます。また，前回景観に悪影響を与える可能性を課題として挙げており，今回の調査では，立地規制の条例を制定した自治体が多かったという特徴がありました。

今回のみ選択した145の自治体は，前回よりも課題意識を持つようになり，推進し始めた後発組という印象です。

２回とも選択した232の自治体は，地域からのエネルギー転換を進めていく核となりそうな自治体だと考えられます。まず，明文化した規程のもとで再生可能エネルギーを推進していますし，地域のなかに風力，小水力，バイオマスなど，実際に設備が動いていて，地域貢献事業を有する自治体が多いです。これらの自治体に共通することは，規制の強化ではなく，緩和を指向していることです。

地域貢献事業を推進する自治体の特徴

地域貢献事業を推進する自治体の特徴を明らかにするため，再生可能エネルギー事業の出資と収益の分配に絞って調べました。

自治体や地元が再生可能エネルギー事業に出資している場合，再生可能エネルギーの推進に関する諸規程を明文化している自治体ですし，自治体自身が再生可能エネルギー設備を設置したり，条例を整備したりして，政策的にサポートしているところが多い印象です。一方で，再生可能エネルギー事業の収益を寄附している，もしくは収益を使って地域貢献事業を実施している場合，地域外の企業が積極的である，地域外の企業が地域内に立地している，もしくは，

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

脱原発のために再生可能エネルギーを推進する，という傾向がありました。

ちなみに，脱原発を理由にして再生可能エネルギーの推進をしている自治体は，福島県を除くと低い割合となりました。また，福島県では，事業収益を地元に還元することを要件とする「半農半エネモデル等推進事業」（資源エネルギー庁の補助事業）があり，再生可能エネルギー事業を通して地域振興が促進されています。

農山漁村再エネ法には，100弱の自治体しか取り組んでおらず，低調と言わざるを得ません。しかし，この取組みに関与する自治体は，発電事業で得た収益を農林漁業団体や地域の協議会へ寄附したり，地域振興に取り組んだりと，今後，地域からのエネルギー転換を考えるうえで手がかりになると考えています。

【調査報告②】

欧州でのエネルギー協同組合の広がりと日本への示唆

寺林暁良（農林中金総合研究所 主事研究員）

欧州で広がるエネルギー協同組合の新設

欧州では，80年代ごろから社会的・連帯経済への注目が高まり，福祉，保育，コミュニティ支援型農業などの分野で社会的事業を担う協同組合がたくさん生まれています。エネルギー事業を行う協同組合は欧州全体で3,500組合以上生まれていますが，これらエネルギー協同組合のリーダーも，自らの事業を環境保全や地域経済の活性化を目指す社会的・連帯経済の一部と位置づけています。

社会的・連帯経済に関わる事業は，企業でも，NPOや社団でもできますが，地域からのエネルギー転換の主体として，協同組合が選ばれるケースが増えているのは，協同組合原則（第１表）にのっとった事業運営が重視されているためです。協同組合ありきではなく，事業の目的・理念が先にあり，１人１票で自発的・民主的な参加をもとに物事を決めていくという協同組合の運営方法が地域主導の再生可能エネルギー事業に適合しているのです。地域からのエネルギー転

第1表　協同組合原則

1：自発的で開かれた組合員制
2：組合員による民主的管理
3：組合員の経済的参加
4：自治と自立
5：教育，訓練および広報
6：協同組合間協同
7：コミュニティへの関与

資料　ICA "Statement on the Co-operative Identity"，日本生活協同組合連合会の翻訳に基づき作成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

換を進めるうえで，コミュニティ・パワーの三原則（第２表）が提唱されていますが，協同組合原則は，この三原則とも親和性があります。

欧州では，国によって協同組合制度が異なりますから，エネルギー協同組合も，各国の制度に基づいて設立されています。その際には，設立の容易さ，監査制度，税制優遇などが勘案されます。

協同組合には，連合組織をつくるという特徴があります。エネルギー協同組合も，各国や地域単位で連合組織があります。さらに欧州全体では，欧州エネルギー協同組合連合（REScoop.EU）があります。これは12か国，1,250組合，65万人を束ねる組織です。

欧州エネルギー協同組合連合の役割は３つあります。１つ目は，EU等への政策的な提言です。市民の立場からの意見をEUに伝える役割を果たしています。２つ目は協同組合の設立・運営支援，３つ目は，金融・IT・ノウハウ等のサービス提供，学術研究などです。特に，技術開発支援や事業創設期の金融支援は，連合組織の重要な事業です。

第2表　コミュニティ・パワーの三原則

1：地域の利害関係者がプロジェクトの大半もしくはすべてを所有している
2：プロジェクトの意思決定はコミュニティに基礎をおく組織によっておこなわれる
3：社会的・経済的便益の多数もしくはすべては地域に分配される

資料　WWEA，認定NPO法人環境エネルギー政策研究所（ISEP）の翻訳に基づき作成
（注）　この3つの基準のうち，少なくとも2つを満たすプロジェクトは「コミュニティ・パワー」として定義される。

エネルギー協同組合の事業内容

(1)　エネルギー生産

固定価格買取制度をはじめとする各国の支援策に後押しされ，９割以上のエネルギー協同組合がエネルギー生産に取り組んでいます。主に再生可能エネルギーによる発電ですが，熱生産や燃料生産（バイオガス，木質ペレットなど）もみられます。

(2)　エネルギー供給

電力や熱，バイオガス供給，ミティゲーション付天然ガス供給（植林等で二酸化炭素の排出を穴埋めする）などのエネルギー供給事業も一般的です。

エネルギー協同組合自体がエネルギーを生産して販売する場合もありますし，他のエネルギー協同組合からエネルギーを購入して，それを供給するという連携もあります。

(3)　エネルギー効率化

平たく言えば，省エネ推進です。欧州では，暖かい家に住むことは人権だという考えが強いので，特に住宅の断熱に力を入れています。

ただ，断熱を進めるだけでは，協同組合の収益になりません。生産や供給の事業利益を活用して推進するなど，総合事業の一環として取り組まれる場合が多いです。

また，エネルギー供給と効率化を一緒に取り組む場合もあります。契約先がエネルギーをどれぐらい消費しているかをエネルギー供給事業で把握できるため，効率化の効果を示しやすいのです。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

(4) 配電

イタリアやオーストリアでは，19世紀後半に電力が普及した際，大企業は都市部でしか配電網を整備しなかったので，農村部ではコミュニティが独自に整備したという歴史があります。それを起源に持つエネルギー協同組合がイタリアなどに50組合程度現存しています。また，ドイツなどでは新しいエネルギー協同組合のなかにも配電に取り組むものが現れています。

(5) 新しい事業モデル

新しい事業モデルとして，仮想発電所（VPP：再生可能エネルギーの発電設備，蓄電設備，需要家の需給を統合・制御し，1つの発電所のように利用する仕組みのこと）やカーシェアリングがあります。

地域のための総合事業へ

地域で活動するエネルギー協同組合の目的は，地域の持続性を高めることにあります。エネルギー事業にとどまらず，レストランや幼稚園，福祉施設を運営するなど，地域課題の解決に向けて事業を拡大するエネルギー協同組合が増えつつあります。

各国の事例紹介

ドイツでは，固定価格買取制度の導入によってエネルギー協同組合の設立が進み，現在850組合以上にのぼっています。固定価格買取制度がほぼ終了している現在，既存のエネルギー協同組合が，新しい事業をどう進めていくかに関心が移っています。例えば，オーデンヴァルト郡のエネルギー協同組合は，太陽光などの発電やエネルギーの販売に加え，集会施設，保育施設の設置など，地域運営事業に取り組んでいます。

オランダでは，2012年以降の地震急増で，国内の天然ガス生産がほぼ停止し，化石エネルギーから脱却しようという機運が高まっています。アイントホーフェンの「明日のグリーンエネルギー協同組合」は，電力・ガス供給，太陽光発電の導入支援，ソーラーパークの運営，エネルギー効率化の啓発などを，全員ボランティアのスタッフで取り組んでいます。

イギリスでは，2010年に固定価格買取制度を導入し，200以上のエネルギー協同組合が新設されています。ロンドンの「ブリクストンエネルギー協同組合」は，太陽光発電事業の収益の一部を「エネルギー効率化ファンド」として積み立て，家庭のエネルギー消費診断や効率化支援などの事業を行っています。

日本への示唆

欧州のエネルギー協同組合を訪問すると，エネルギー事業の内容自体ではなく，事業を取り組み始めたきっかけや地域の課題を熱心に説明されます。熱意あるエネルギー協同組合は，取り組む価値や目的意識が明確です。

日本でも欧州のエネルギー協同組合のような組織は設立可能だと思います。その際には，協同組合原則に基づいて社会的価値の実現を目指す組織であることが重要です。法人形態にこだわる必要はなく，一般社団法人でも株式会社でも良いと考えます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

特に重視すべきポイントは，市民参加です。日本でも，市民出資型の再生可能エネルギー事業がありますが，出資だけではなく，１人１票で運営に参加することで「自分のもの」という意識がさらに高まると思います。そして，市民のボトムアップで連合組織を設立するからこそ，実践的な支援や提案につながるのだと思います。

【事例紹介①】

震災復興の証としての自然エネルギー発電事業

千葉訓道（飯舘電力株式会社 取締役）

私と福島との関わり

2011年３月11日，私は福島市内で被災し，翌日には被ばくしていました。その後，勤務先である東京へ戻りましたが，震災復興に貢献したいとの思いが断ち切れず，定年前でしたが退職を願い出て，妻の実家である福島市に移住しました。そして，震災復興事業である土湯温泉での地熱・小水力発電事業と飯舘村での太陽光発電事業に参加しています。

土湯温泉：バイナリー・小水力発電で温泉街の復興支える

土湯温泉は，福島県福島市の南西部にあり，12世紀の吾妻鏡にも名前が出てきます。東日本大震災による全半壊や風評による宿泊客の激減で倒産や廃業する旅館が相次ぎました。震災前に16軒あった旅館は震災直後９軒になり，温泉街全体の宿泊収容人数も半減しました。

さらに，逗留（とうりゅう）していた原発からの避難者も仮設住宅などに移り，８月末には温泉街から人の影がうせました。それから１か月後，存続の危機感を共有した人々は復興再生協議会を立ち上げました。

直ちに全会一致で合意された温泉街の復興再生ビジョンには，①豊かな温泉と水資源を活用した自然エネルギーの売電収入を復興資金とする，②発電所自体を観光資源化し国内外からの流動人口を増やす，の２点が謳われていました。

温泉熱を利用したバイナリー発電装置は，発電能力400kW，売電収入は毎年約１億円余りを稼ぎ出します。

小水力発電は，発電能力140kW，毎年約３千万円の売電収入が得られます。温泉街全体で必要とされる電力は約500kWですので，バイナリーと小水力を合わせて得られる電力は，温泉街の需要をほぼ満たしています。

また，１つの地域で温泉熱と小水力発電を同時に行っている日本で唯一の温泉とな

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

り，観光資源として充分活用できます。

飯舘電力：ソーラーシェアリングで発電と営農を両立

飯舘電力は，寄附（12名，1,150万円）と出資（64名，3,250万円），地元信用金庫などの融資や県の補助金で運営しています。40名以上の飯舘村民が出資者として，また，50名以上が太陽光発電用地の提供者として，直接経営に関与しています。

私たちは，ソーラーシェアリングを通じて，エネルギーの地産地消と７年振りの営農再開を目指しています。2018年中に，20基のソーラーシェアリングを含む太陽光発電所を50基以上建設する予定です。

目指すはエネルギーの地産地消を実現すること

自然エネルギーはトップダウンではなく，ボトムアップ，すなわち「地産地消」が大変似合うエネルギーです。協同組合原則に合致するように，自然エネルギーによる地域分散型の小規模発電を実現すべく，頑張っていきたいと思います。

【事例紹介②】

生活クラブのエネルギー政策と取組み

半澤彰浩（生活クラブ生協神奈川 専務理事）

生活クラブ生協の概要

生活クラブ生協は1968年に東京で始まった生活協同組合で，１都１道２府17県に33の生活クラブがあります。それぞれが法人として独立し，連帯するために連合会が存在します。私は，生活クラブ神奈川の専務理事ですが，連合会でエネルギー政策の担当理事を兼任しています。組合員数は37万人で，食べ物を中心に，自分たちが望むものを協同して開発します。生産者との提携は対等互恵という考え方に基づきます。また，直営の牛乳工場や卵の養鶏場等も持っています。

自前の風車建設から始まったエネルギーの取組み

生活クラブ生協は，エネルギー政策を立てる前に，自然エネルギーの発電所を建設して実際に発電事業を運営することから始めました。2010年から議論を始め，最初の生活クラブ風車「夢風」を建設したのは，2012年のことです。

生活クラブ生協では，食料，エネルギー，ケア（助け合い），働くという運動テーマを掲げ，自分の頭で考え実行することを基本に事業を行い，実績をつくることで，自分

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

たちで暮らしを自治していくことを基本としています。エネルギー政策の基本は,「脱原発」「エネルギー自給」「二酸化炭素削減」の３つを柱としています。脱原発の方針は,1986年のチェルノブイリ原発事故時に，提携生産者のお茶から自主基準以上のセシウムが検出されて茶葉の供給停止を決めた時に決めたものです。

2014年に策定したエネルギー政策では,運動テーマを具体的に進めるため，できる範囲で自然エネルギーを自分たちで「つくる」(生活クラブ関係が出資している発電所は全国に約35か所)，エネルギーを使うのを「減らす」(省エネ)，実際に再生可能エネルギーで発電した電気や熱を「使う」，の３つを方針としています。ちなみに，この「使う」を実現するために，生活クラブ生協と生産者が出資し，電力小売事業会社「生活クラブエナジー」を2014年に設立し，15年から高圧接続の事業所，2016年から一般家庭に電気を供給しています。さらに，生活クラブグループでエネルギーの取組みを定着させるため，エネルギー７原則を策定し，総会で決議しています。

生活クラブでんき：電気の共同購入

生活クラブでは，電気も消費材の１つという考え方で，契約した組合員が共同購入します。最初は，自前の発電所が中心でしたが，現在は，全国のご当地エネルギーの発電所とも契約を結んで電力を供給しています。契約プランは，自然エネルギーの割合が30～60％となるよう電力を調達するもので，直近の実績は65％です。現在，北海道から兵庫で,「生活クラブでんき」の共同購入が可能です。契約数は，2017年11月末時点で低圧（一般家庭）で11,374件，高圧（事業所）で約100事業所です。2016年度の供給実績は，34GWhで，総事業高は約10億円でした。

電気供給に併せて，私たちは,「自然エネルギー基金」も取り組んでいます。これは,契約者が，自分の電気代に５％を上乗せしてこの基金に毎月積み立て，再生可能エネルギー事業を始める団体や省エネ活動等に助成する原資を積み立てるというものです。契約者の３割ぐらいが参加し，1,700万円まで基金が積みあがりましたので，これから助成を始める予定です。

もう１つ,「ご当地電力証明書」にも取り組む予定です。全国ご当地エネルギー協会の認証委員会が，生活クラブエナジーからの発電所推薦を受けて審査し，基準を満たせば，ご当地電力証明書を発行する仕組みです。今，生活クラブは，会津電力，飯舘電力と契約をして電気を供給していますので，２つの発電所からこの取組みをスタートさせたいと考えています。

小売事業者の淘汰に備える

私たちにとって，2020年が１つのメルクマールです。参入した400を超える電力小売事業者が，2020年に半分以下になるとの予測があり，そこで生き残れるようなチャレンジをしていきたいと考えています。

現在，生活クラブ生協が提携するお米の

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

産地である山形県庄内地方の遊佐町で，生活クラブと地元の生産者による出資と，地元地銀や農協などの融資で，17MWの太陽光発電所を建設しており，2019年１月の発電開始を予定しています。今後は，この発電事業に対する自治体の出資も検討し，シュタットベルケ（Stadtwerke：地域公共サービスを担う公益事業体）のような取組みにしたいと考えています。

【事例紹介③】

八王子から考える都市エネルギー

田中拓哉（一般社団法人八王子協同エネルギー 代表理事）

設立契機：震災，原発事故を契機にエネルギーや地域のことを考えた

東日本大震災や原発事故を受けて，自分たちで何か考えていこうと動き出しました。初めは,「子どもたちの未来と自然エネルギーを考える八王子市民講座」をつくり，とにかく勉強しました。そして，東京で使われる電気が遠い場所でつくられていること，その発電所がとんでもない事態を引き起こしたこと，これらにショックを受けたことが，団体の活動の契機につながります。

私たちは，当時は年２回，今でも年１回，子どもたちを連れて福島へ向かい，交流しています。特に，子どもたち同士で感じる心を大切にしています。そして，私は，放射能測定や被災地の農家と一緒に試験田の作付けをお手伝いしました。こうした支援を通じて，例えば里山が失われたとか，農地が失われたというような，物自体の価値ではなく，人間関係といった価値が被災者から失われたことの重大さを体感し，もし，八王子で失われるものがあるとすれば何だろうか，と感じました。この気持ちが，コミュニティづくりの発電につながっていきます。

私たちの団体は，農業の関係者が割と集まって運営しています。八王子らしいメンバー構成だと思っています。

市民団体が発電所をつくる難しさと工夫

資金力のない市民団体ですから，資金調達の必要があります。しかし，銀行からお金を借りることは難しく，身内からお金を貸してもらう疑似私募債というスキームを使いました。そして，協同組合を設立したかったのですが，根拠法がないので，一般社団法人を選びました。資金調達や自己資本に基金が使えること，１人１票で運営できることなどが理由です。

私たちの工夫は，単に出資を募ったり，

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

発電したりするのではなく，お金を出した人に，支援しているという感覚が生まれることを大切にしていることです。そうすると，自分のお金がどう使われているのかが気になります。また，私たちは，単なる金融商品ではなく，社会的な問題意識や，コミュニティづくりといった付加価値の創出を目指す市民出資を目指しています。

実際に設置した太陽光の市民発電所を紹介しましょう。１か所目は，ユギムラ牧場で，若者の新規就農を応援しています。２か所目は，NPO法人結の会の福祉作業所で，地域福祉を応援しています。竹やぶの整備や里山事業なども手掛けており，知的障害者の方々，親御さんなどにも喜ばれています。３か所目は，磯沼ミルクファームです。ヨーグルトやチーズをつくっていて，電気とチーズのコラボレーションを実現し，地域の魅力を発信しています。

私たちのもう１つの工夫は，ピケティが示した現代の所得格差を示す不等式「ｒ＞ｇ」（ｒ：資本収益率，ｇ：経済成長率）に，市民が食い込んでいくことです。実際には，子どもの名前でお金を借りることに取り組みました。贈与するとき，社会に１回お金を出してくださいと，出資を呼びかけました。これに共感してもらえる人が一番多かったです。最近，ダイベストメント（投資撤退：化石燃料に投資している金融機関から資金を撤退すること）という動きもあり，子や孫のための投資や貯金を考えてもらう機会にもしてもらいたいと考えています。

ソーシャルプロダクト：地域の循環をエネルギー事業で表現する

私たちは発電事業に加え，地域との連携や循環を実現するモノの開発やコトの取組みといったソーシャルプロダクトを始めています。

１つ目は，ペレット燃料の製造を通じた自然体験で，実践的な取組みの出発点となりました。八王子では，ペレットストーブを導入しているところが多く，年間10台ぐらい売れています。そういった人に，せん定枝とか，里山を保全した時に出た枝でつくったペレットを配りました。収益事業化は難しかったものの，地域内の循環が目にみえると，非常に喜ばれました。

２つ目は，ペレット燃料の製造で得たスキルを生かす場である，クラフト工房を建設したことです。ナイフのワークショップ，木の器や，将棋の駒の製作などを実施し収益事業としても貢献しています。もちろん，電気は太陽光エネルギーを使っていますが，今後は，電気だけでなく，再生可能エネルギーが体感できるような施設をつくりたいと考えています。

３つ目は，たたら製鉄です。八王子の炭を使って火を起こし，鉄がどれだけエネルギーコストが必要か原体験を得られるイベントです。

４つ目は，天ぷら油発電です。現在，ダイエー高尾店に油の回収ポストを設置しています。まだ実験段階ですが，精製された廃油で，発電機を改造することなく動かせました。また，エネルギー効率を高めるた

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

めに，熱供給にも取り組みたいと考えています。熱は，遠くへ運ぶほどエネルギー効率が悪くなりますので，地域で熱を使う価値を表現できます。FITが終わったら自然エネルギーも終わりとならないよう，環境教育を深めていきたいです。また，ソーラーパネルのバッテリーも試作するなど，事業化に向けて模索し続けています。

福島・南相馬との連携模索

私たちは，再生可能エネルギーを通じた連携も模索しています。最近，南相馬には月に２回ぐらい行って，ソーラーシェアリングなどの施設視察や，市長との意見交換などを実施しています。

南相馬では，草が伸び放題で管理不全のソーラー発電所や，地盤に問題を抱える場所がありましたので，除草やフェンス設置などの作業を支援しました。

＜パネル討論＞

司会・進行：山下英俊
パネリスト：事例紹介者３名，石井徹，丸山康司，江口智子，山下紀明

石井　徹
朝日新聞　編集委員

丸山康司
名古屋大学大学院
環境学研究科　教授

江口智子
東京駿河台法律事務所
弁護士

山下紀明
認定NPO法人
環境エネルギー政策研究所
主任研究員

基調講演，調査報告，事例紹介を受け，地域が主体的にエネルギーを転換するうえでの課題や取り組むべき方向性などを議論した。初めに，パネラーからのコメント，そして総合討論を行ったが，紙幅の都合上，討論の内容を４つのテーマに絞って紹介する。

１　再生可能エネルギーと地域との関わり

石井　地域と向き合って様々な取組みを進めてきたところは，再生可能エネルギーの取組みも地域で定着しやすいと思います。例えば，徳島で一生懸命やられている徳島地域エネルギーの豊岡氏は，吉野川の河口堰問題にずっと取り組んでこられた方です。そういう経緯があるからこそ，地域のまとまりができ，地域のためにエネルギーもやらなければならないと思って，取組みが広がります。再生可能エネルギーにまつわる

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

トラブルも，同じ問題構造です。

一方，FITでもうかりそうだからという理由でエネルギーを取り組んでいるところは失敗しています。現状は，二極化していると言えます。

自治体新電力は増えましたが，そう簡単にはもうからないことが，取材を通じてみえてきます。電力の需給調整が鍵を握るわけですが，この部分が難しく，外部委託しているケースが多くみられます。結果，そこで費用がかかってもうからないうえ，雇用にもつながりません。もちろん，この課題を乗り越えようとする動きもあります。

自治体新電力の経営を軌道に乗せるためには，いろいろな工夫や仕掛けが必要です。しかし，本当に必要なことは，自治体新電力が，その地域にどう貢献するかを明確にすることだと考えています。

半澤　風車や発電を起点にした地域間連携は，2012年，秋田県にかほ市に建設した風車「夢風」が最初です。

私たちは，夢風の構想段階から，発電による収入を，地元の自治会や生産者と連携する取組みに充てようと考えていました。そして，発電開始から１年経った2013年８月，生活クラブ，にかほ市，グリーンファンド秋田との間で「地域間連携による持続可能な自然エネルギー社会づくりに向けた共同宣言」に調印し，風車を中心とした地域との連携を高める取組みを様々実践しています。例えば，自治会の営農組合と一緒に加工用トマトの実験栽培を行い，生活クラブのケチャップの原材料として出荷しています。

こうした地域間連携の取組みや地代，固定資産税などを合わせると，年間3,500万円の経済波及効果が得られています。また，夢風のおかげで交流人口が増えています。生活クラブの新人リーダーは，夢風の事業剰余を使って，にかほ市の人と交流しています。また，地元の人は，夢風のプロペラが回っていないと気になるようになったと聞きます。

丸山　地域から再生可能エネルギーの動きを進めるためには，地域のためになる事業を増やすことが大事です。地域と一口に言っても，地理的条件は多様ですし，地域のためになるという考え方も様々だと思います。そこで，私は，２つの方向性と２つのやり方があると考えています。

１つ目の方向性は，なるべく薄く広く不特定多数の人の利益にかなうことです。出資の仕組みがその１つです。特定の人がたくさん出資して，その人が利益を丸取りするのではなく，少しずつでも良いから，たくさんの人が出資して利益もたくさんの人が受ける，というものです。

２つ目の方向性は，地域の将来への投資につながることです。私は，これが大事だと考えています。これを実践している団体の１つが，先ほど事例紹介であった生協です。夢風の取組みでは，風力発電事業の利益そのものは地域に直接還元されていませんが，彼らの事業そのものは，地域の未来

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

に対する投資と言えます。取組みの具体例として，地元の製麺所と生協によるラーメンの商品開発が挙げられます。生協は，化学調味料の使用に対する自主基準がありますから，その製麺所は大変な思いをしながら丁々発止のコラボレーションを経て，化学調味料を加えない「無化調」ラーメンを開発することになります。そして，共同開発したラーメンは道の駅で売れ筋商品になっています。このように，地域の未来の投資につながる事業展開ができるかが鍵となります。

１つ目のやり方は，再生可能エネルギーの設備管理を地場産業化することです。建設費の償還と維持管理費が，事業収益の７割を占めます。今は，地域外の事業者に維持管理を依頼することが多く，旅費や専門エンジニアの人件費が費用を押し上げています。この部分を抑えるため，例えば，地元に維持管理の拠点をつくる，あるいは，都道府県単位で拠点をつくり，それを地場産業化することが求められるでしょう。

２つ目のやり方は，生協や八王子で実践しているような，事業の外側への波及効果を大きくすることです。事業そのもののお金の流れではないものの，交流などを通じて，地域の課題を解決するちょっとした後押しをし，地域が抱えている課題の解決につなげていくやり方があると考えています。

田中　再生可能エネルギーは地域分散で取り組む方が良いと言われます。再生可能エネルギーを生み出す場所や資源そのものが，地域住民一人ひとりと何らかの関係性を持っているという意識があるからだと考えます。再エネ事業は誰がやっても良いのですが,「よそ者」がやると反対してしまうのです。だからこそ，再生可能エネルギーを地域自立のために活用できる方向性を打ち出したいと活動を続けています。

2　地域貢献型再エネ事業に取り組むうえで留意すべきこと

江口　私は，2017年７月にPHP総研で公表した「再エネでローカル経済を活性化させる―地域貢献型再エネ事業のすすめ―」（全文は次のURLからダウンロード可能。https://thinktank.php.co.jp/policy/4030/）という政策提言から，特に強調した点をお話しします。

地域貢献型再エネ事業者は，①売電収益の使途（配分先）の意思決定に関する地域の関与度，②地域との関わりの重視度，の２つの基準に基づき定義しました。これら２つの観点から，再エネ事業者を外部主導型，協働型，地域主導型の３つに区分し，協働型，地域主導型を地域貢献型と呼んでいます。

まず，私たちは，自治体に対し，地域貢献型再エネ事業者の基礎的要件を共有する必要があると提言しました。つまり，自治体がどのような事業者を支援していくかを検討することが重要と考えています。

次に，地域主体の再エネ事業が直面する信用力の課題や資金調達を自治体が支援する必要があると考えます。具体的には，国や自治体が，再エネ事業に対して一定のお

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

墨つきを与え，支援する方法です。また，地域主体では資金調達が難しいので，地域金融機関からの借入れに加え，グリーンファイナンス推進機構などが取り扱う公共ファンド等の活用や，メザニン（通常の借入れとエクイティの中間）などを活用すべきと提言しています。

ちなみに，自治体の再エネに関する条例は，理念条例が多く，取組みの具体性に欠けているものもみられます。しかし，例えば飯田市の条例は，再エネ事業者の育成・増加やそれに関する審査会の設置，基金の設置，基金からの貸付けが規定されており，地域貢献型再エネ事業の広がりが期待されます。

３つ目は，域内外の事業者と市民との連携が必要だと考えます。再エネ事業を地域が主体となって取り組もうとしても，ノウハウや情報が不足しがちです。そこで，地域内の主体と地域外の大企業が協働して事業を行う仕組みが，現実的な事業体制の１つであると考えています。具体的には，出資方法，売上げの拠出による地域貢献事業，地域協議会と連動した寄附，といったモデルが考えられます。例えば，寄附をすると特定寄附として税制上損金算入できるメリットが大企業にありますし，自治体が寄附の使途を明確にすることで，自治体と地域が共同出資するインセンティブにもつながります。

もう１つの連携方法は，信託を活用した持続可能な地域貢献です。信託で受益した利益を地域貢献事業に使う仕組みで，実際に，株式会社PLUS SOCIALが龍谷大学と協働して実践しています。

山下（紀）　これまで，エネルギー政策は国が担うことが基本でしたので，自治体は何をしたら良いのかわからないのです。しかも，自然エネルギーは小規模分散型ですし，自治体はエネルギー事業の良い面も悪い面も引き受けなければなりません。

多くの自治体が再生可能エネルギー政策を進めるうえで，お金が必要になると思い込んでいます。しかし，現状では，自治体自らが事業を行う必然性は低く，むしろ民間の取組みを適切に後押しすることが有益です。この過程で，自治体は，地域の未来像は何かを明らかにする必要に迫られます。この未来像を基に，エネルギー政策や役割分担を考えていくことで，地域でのエネルギー政策の立ち位置が明確になり，推進体制がつくられていきます。

例えば，静岡県にあるサッカースタジアムのバス停留所の屋根に太陽光パネルを設置したいと声が上がりましたが，県の公園の中に新しい構造物を建て，市民出資で再生可能エネルギー事業に取り組むことを通じて，様々な人がこの事業に関わってきます。市民出資での参加もありますし，建設，経理，地元の金融機関で関わっている人もいます。１つの地域で，様々な角度から参加できますので，地域貢献や社会的課題の解決に，自分のスキルをどう使うかをぜひ考えてほしいと思います。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

千葉　私は，ボトムアップで再生可能エネルギー事業をやるときに大きな３つのハードルがあると言っています。１つ目は合意形成，２つ目はファイナンス，３つ目は許認可です。この３つを越えると，ほとんどの人が事業できると思うくらい，FITは恵まれています。

それでも，立ちはだかる課題が存在するのも事実です。１つ目の直面する課題は，農地法です。太陽光発電を推進するうえで現状に合致していない部分があり，変えていくべきです。

２つ目は，系統接続制限です。私たちは２MWの風力発電事業を2015年に計画しましたが，この制限で断念しました。４億円の事業費に対し，21億円の接続費用を求められたからです。

３つ目は，環境アセスメントです。風力発電を計画した際，飯舘と南相馬の峠にイヌワシがいるかもしれないということで，規制に苦労しました。

3　再生可能エネルギーをめぐるトラブルの受け止め方・対処法

山下（紀）　当NPOが把握する再エネ関係のトラブル事例をみると，景観問題，災害，反射がまぶしい等の生活環境問題，自然保護，説明会内容や業者の態度，など様々です。事業規模は，10～20haの大規模なものだけでなく，地元の人が空き地で小規模にやっているものまで，規模に関係なくトラブルが発生している点が，新しい発見でした。

結局，夢のエネルギーはなく，持続可能なエネルギーはやり方次第です。以前から指摘されてきたことですが，近年，大きな社会問題になっています。

改正FIT法で，法令遵守の義務は打ち出されたものの，地域とのコミュニケーションは推奨項目にとどまったため，環境アセスメントを乗り切れる事業計画に住民が反対を表明しても，自治体として行使できる手段は限られ，自治体職員が地道に交渉するケースが多いのが実態です。

江口　改正FIT法では，法令遵守に関する規定が追加されました。事業者が事業計画を策定するにあたり，条例を含む法令を遵守する義務が生じましたので，自治体では立地条例によるトラブル防止対策に生かせるようになりました。

一方，同時に改正された事業計画のガイドラインでは，地域住民との適切なコミュニケーションを図る，環境，景観への配慮，影響等について説明会を開催する，等が示されています。ただし，ガイドラインは法規範ではないため，違反している事業者を訴えたとしても，裁判で勝訴する可能性は低いと考えられます。こうした規制の限界がありますので，地域貢献型の再エネ事業を進めるべきと考えています。

例えば，最近，風力発電の低周波で健康影響を受けたという裁判が日本でもあります。ドイツでも風車はたくさん建っていますが，地域住民が風車を建てているため，住民からすると風車の音がチャリンチャリ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

ンと収入が増える音にも聞こえ，低周波や騒音といった問題が生じにくいとも聞きました。地域住民が事業に関わることで，トラブルが防止されると感じています。

丸山　再生可能エネルギー事業のトラブルは，白黒はっきりつけにくく，評価する人，受け取る人によって被害になったりならなかったりします。景観という見た目，音，におい，といった問題は，生理反応として受けつけられなくなると自動的に被害が発生するのではなく，再生可能エネルギー事業が，誰の，何のためになっているのかをどう解釈するかによって受け止め方が変わります。このことを受容性と言い，この部分にうまく働きかけることで，被害と受け止められるケースが減る可能性もあります。

リスクも同様のことが言えます。リスクは，それ単独で考えるのではなく，メリットとデメリットのバランスで人々が評価し，意思決定につなげていくものです。

今日，再生可能エネルギーの設備が立地できなくなっているという報告がありましたが，この点でも受容性を意識する必要があります。誰の，何のための再生可能エネルギーであるかが明確で，人々に受容されるような良い事業が増えることは，再生可能エネルギーを普及させるうえで非常に重要なことだと考えています。

4　自治体が取り組む再生可能エネルギー（自治体新電力）に向けて

石井　私は，ドイツ・ヴッパータールとオスナブリュックのシュタットベルケを取材しました。どちらも，市がほぼ100％出資していますが，民間会社として完全に独立しており，市へ配当は支払うけれども，市の影響力を極力排除しています。

いずれのシュタットベルケも，配電による収益が大きく，しかも，その収益を他の公共サービス（交通，上水道など）に配分し，地元の福祉に役立っていました。

日本では，配電網を持っているところは少なく，シュタットベルケをまねすることは難しいかもしれません。ただし，2017年の自治体アンケートでも明らかになったことですが，エネルギーを地域全体の問題として捉えている自治体は少なく，たとえ配電網があったとしても，シュタットベルケには及ばないと感じました。地域課題の解決の１つとしてエネルギー政策を生かしていくという視点が重要です。

山下（紀）　2017年の自治体アンケート調査では，自治体新電力に取り組む自治体が，検討も含めて115団体存在することが明らかになりました。

ただし，再生可能エネルギーの調達比率や目標は定めていない，あるいは，公共施設の電気代さえ下がれば良いと考えている自治体が意外と多いです。だから，皆さんの生活に，再生可能エネルギーの導入がほとんど関係せず，税金もほとんど安くなりません。むしろ，自治体新電力のシステムを支えて収益を上げている人たちがいます。自治体にとって，再生可能エネルギーの導

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

入はどんな意味があるのか，地域住民にはどんなメリットがあるのか，考えて事業を進める必要があります。

また，自治体同士の連携も進めるべきと考えています。例えば，長野県が所有する水力発電の電気を世田谷区の保育園で使っている事例があります。

（とりまとめ　主事研究員　多田忠義
＜ただ　ただよし＞）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

統　計　資　料

目　　次

1. 農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(55)
2. 農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(55)
3. 農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(55)
4. 農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(56)
5. 信用農業協同組合連合会　主要勘定　……(56)
6. 農業協同組合　主要勘定　……(56)
7. 信用漁業協同組合連合会　主要勘定　……(58)
8. 漁業協同組合　主要勘定　……(58)
9. 金融機関別預貯金残高　……(59)
10. 金融機関別貸出金残高　……(60)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（6362）7755
ＦＡＸ 03（3351）1153

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字　「Ｐ」速報値

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2013. 2	**46,423,333**	**4,655,033**	**27,395,704**	**3,622,432**	**49,147,311**	**15,768,775**	**9,935,552**	**78,474,070**
2014. 2	**48,933,574**	**4,081,964**	**24,845,938**	**5,893,923**	**49,726,762**	**16,583,741**	**5,657,050**	**77,861,476**
2015. 2	**52,452,809**	**3,606,696**	**31,578,215**	**6,411,751**	**56,575,364**	**19,109,773**	**5,540,832**	**87,637,720**
2016. 2	**56,961,924**	**3,192,343**	**31,594,391**	**12,425,445**	**55,944,766**	**18,123,222**	**5,255,225**	**91,748,658**
2017. 2	**60,786,698**	**2,483,301**	**41,620,596**	**23,008,085**	**61,060,660**	**10,775,017**	**10,046,833**	**104,890,595**
2017. 9	65,021,190	2,098,959	42,883,057	26,255,268	62,528,538	10,559,380	10,660,020	110,003,206
10	65,120,611	2,044,802	39,305,152	25,223,162	57,362,651	10,571,423	13,313,329	106,470,565
11	65,351,033	1,990,737	37,532,262	26,607,557	56,910,855	10,540,370	10,815,250	104,874,032
12	65,682,512	1,937,230	38,925,638	27,470,060	57,134,991	10,683,755	11,256,574	106,545,380
2018. 1	64,825,490	1,883,093	37,841,674	23,210,871	56,079,227	10,569,377	14,690,782	104,550,257
2	65,053,300	1,828,936	34,989,910	25,405,609	52,457,166	10,453,414	13,555,957	101,872,146

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2018年2月末現在　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	54,227,634	-	2,882,109	65	4,708	-	57,114,516
水産団体	1,810,681	100	140,555	-	33	-	1,951,369
森林団体	1,714	-	5,718	-	205	-	7,638
その他会員	1,969	-	5,687	-	-	-	7,656
会員計	56,041,998	100	3,034,069	66	4,946	-	59,081,178
会員以外の者計	422,947	27,191	383,640	106,547	5,000,303	31,494	5,972,122
合計	**56,464,944**	**27,291**	**3,417,709**	**106,612**	**5,005,250**	**31,494**	**65,053,300**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので，内訳と一致しないことがある。　2 上記表は，国内店分。
3 海外支店分預金計　283,011百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2018年2月末現在　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	1,134,472	106,015	101,465	-	1,341,952
	開拓団体	16	9	-	-	25
	水産団体	26,934	3,211	7,787	-	37,932
	森林団体	2,235	3,330	2,321	3	7,889
	その他会員	1,003	675	20	-	1,698
	会員小計	1,164,659	113,240	111,593	3	1,389,496
	その他系統団体等小計	93,622	8,835	43,449	-	145,906
	計	1,258,281	122,075	155,042	3	1,535,402
関連産業		3,295,552	38,643	860,176	1,815	4,196,186
その他		4,591,271	3,557	126,999	-	4,721,826
合計		**9,145,104**	**164,275**	**1,142,217**	**1,818**	**10,453,414**

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

4. 農　林　中　央　金

（貸　　方）

年月末	預金 当座性	預金 定期性	預金 計	譲渡性預金	発行債券
2017. 9	8,487,247	56,533,943	65,021,190	10,000	2,098,959
10	8,533,678	56,586,933	65,120,611	-	2,044,802
11	8,658,255	56,692,778	65,351,033	-	1,990,737
12	8,733,111	56,949,401	65,682,512	10,000	1,937,230
2018. 1	8,070,243	56,755,247	64,825,490	-	1,883,093
2	8,561,139	56,492,161	65,053,300	-	1,828,936
2017. 2	6,347,525	54,439,173	60,786,698	14,220	2,483,301

（借　　方）

年月末	現金	預け金	有価証券 計	有価証券 うち国債	商品有価証券	買入手形	手形貸付
2017. 9	52,102	26,203,165	62,528,538	14,869,846	3,816	-	152,984
10	60,878	25,162,284	57,362,651	13,291,293	4,330	-	171,113
11	67,954	26,539,603	56,910,855	13,086,245	3,528	-	169,845
12	62,472	27,407,588	57,134,991	12,042,840	7,770	-	172,358
2018. 1	65,879	23,144,992	56,079,227	12,002,792	7,046	-	171,449
2	56,893	25,348,715	52,457,166	12,002,792	3,058	-	164,275
2017. 2	65,398	22,942,686	61,060,660	13,023,521	1,490	-	170,639

（注）1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信　用　農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 計	貯金 うち定期性	譲渡性貯金	借入金	出資金
2017. 9	64,333,091	63,240,260	1,304,253	1,537,232	1,954,038
10	64,617,512	63,431,793	1,389,843	1,537,232	1,954,038
11	64,667,885	63,501,487	1,363,801	1,537,232	1,954,038
12	65,494,440	64,003,705	1,302,452	1,677,232	1,954,038
2018. 1	65,032,036	63,827,664	1,341,405	1,677,232	1,954,038
2	65,113,260	63,754,566	1,305,405	1,677,232	1,954,038
2017. 2	62,450,146	61,167,259	1,303,490	1,159,311	1,933,991

（注）1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 当座性	貯金 定期性	貯金 計	借入金 計	借入金 うち信用借入金
2017. 8	33,104,055	67,826,052	100,930,107	560,569	398,135
9	33,104,906	67,662,530	100,767,436	599,715	427,502
10	33,854,353	67,318,345	101,172,698	600,332	428,293
11	33,555,343	67,651,283	101,206,626	582,688	411,604
12	34,194,161	68,123,018	102,317,179	593,581	429,637
2018. 1	33,747,940	68,028,926	101,776,866	602,231	442,531
2017. 1	32,005,251	66,911,107	98,916,358	516,329	356,835

（注）1 貯金のうち当座性は当座･普通･貯蓄･通知･出資予約･別段。　2 貯金のうち定期性は定期貯金･譲渡性貯金･定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
-	2,198,929	3,480,488	37,193,640	110,003,206
-	2,258,587	3,480,488	33,566,077	106,470,565
-	2,078,456	3,480,488	31,973,318	104,874,032
-	2,498,641	3,480,488	32,936,509	106,545,380
-	1,972,619	3,480,488	32,388,567	104,550,257
-	1,465,607	3,480,488	30,043,815	101,872,146
-	1,645,752	3,480,488	36,480,136	104,890,595

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
9,363,295	1,040,913	2,186	10,559,380	353,746	10,302,459	110,003,206
9,355,312	1,043,374	1,623	10,571,423	1,600,000	11,708,999	106,470,565
9,284,706	1,083,738	2,079	10,540,370	1,552,000	9,259,722	104,874,032
9,390,147	1,118,635	2,614	10,683,755	1,335,000	9,913,804	106,545,380
9,252,442	1,143,468	2,017	10,569,377	2,090,000	12,593,736	104,550,257
9,145,104	1,142,216	1,817	10,453,414	1,625,836	11,927,064	101,872,146
9,528,697	1,073,199	2,481	10,775,017	302,771	9,742,573	104,890,595

合連合会主要勘定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
59,582	43,570,741	43,526,680	30,000	813,650	17,600,080	7,065,852	1,768,465
61,247	43,477,491	43,423,835	15,000	825,999	17,889,185	7,194,377	1,760,925
67,500	43,402,519	43,350,170	20,000	823,123	18,015,968	7,187,316	1,765,044
81,049	44,124,017	44,078,410	30,000	831,932	18,147,091	7,280,854	1,784,539
65,213	43,465,234	43,412,487	25,000	826,851	18,429,347	7,277,855	1,776,740
64,047	43,426,657	43,372,549	40,000	864,016	18,443,037	7,289,499	1,804,206
56,787	41,481,672	41,428,578	20,000	737,310	17,618,834	6,911,477	1,694,366

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫(農)貸付金	
448,587	76,066,688	75,841,469	3,909,254	1,609,864	21,770,358	172,223	654
407,755	75,990,806	75,769,076	3,912,720	1,615,538	21,756,806	172,669	654
413,866	76,266,545	76,042,469	3,962,392	1,652,906	21,709,893	215,391	654
435,079	76,266,032	76,018,489	3,954,781	1,632,313	21,679,360	161,950	654
471,685	77,352,792	77,115,191	3,955,826	1,619,274	21,622,111	161,304	654
436,830	76,745,240	76,512,295	4,023,145	1,667,323	21,606,038	161,328	654
431,369	73,636,366	73,420,972	4,093,087	1,728,617	21,657,227	165,141	656

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2017．11	2,467,226	1,758,647	23,969	55,429	17,898	1,954,020	1,934,025	80,651	476,974
12	2,447,399	1,746,278	28,068	55,429	16,544	1,948,928	1,926,383	81,822	469,363
2018．1	2,424,144	1,719,017	28,068	55,429	18,420	1,923,920	1,905,311	82,242	467,816
2	2,428,189	1,702,995	28,068	55,429	16,560	1,931,514	1,911,974	82,489	466,141
2017．2	2,420,723	1,711,061	19,371	54,945	15,874	1,910,087	1,890,062	81,803	466,690

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち公庫(農)資金	
2017．9	788,097	426,748	92,371	65,254	107,112	5,942	790,176	780,640	400	153,888	7,295	80
10	826,612	455,408	90,737	64,433	107,174	6,571	832,479	823,342	400	153,046	7,238	80
11	814,665	440,167	85,659	61,319	107,038	6,870	825,536	816,669	400	149,106	6,989	79
12	805,044	434,128	80,940	58,717	107,088	5,685	809,704	800,616	400	143,121	6,833	79
2016．12	801,882	434,073	82,531	60,675	107,403	5,574	802,872	791,107	400	147,927	7,838	80

（注） 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2014. 3**	**915,079**	**556,085**	**2,942,030**	**2,356,986**	**615,005**	**1,280,602**	**186,716**
	2015. 3	**936,872**	**580,945**	**3,067,377**	**2,432,306**	**632,560**	**1,319,433**	**192,063**
	2016. 3	**959,187**	**597,361**	**3,235,087**	**2,482,863**	**642,280**	**1,347,476**	**195,607**
	2017. 2	990,659	624,501	3,359,894	2,509,068	653,228	1,386,291	199,843
	3	984,244	622,288	3,433,657	2,543,180	657,873	1,379,128	199,392
	4	990,454	627,693	3,466,198	2,552,021	661,170	1,393,984	200,515
	5	989,228	627,452	3,502,267	2,550,395	659,393	1,390,545	199,844
	6	1,004,862	639,222	3,455,334	2,563,617	664,977	1,403,186	201,876
	7	1,004,667	640,746	3,463,692	2,545,199	659,879	1,400,980	201,553
	8	1,009,301	645,712	3,465,196	2,552,590	661,723	1,406,065	202,374
	9	1,007,674	643,331	3,458,376	2,555,365	665,314	1,411,279	203,126
	10	1,011,727	646,175	3,504,783	2,545,038	662,326	1,410,371	202,809
	11	1,012,066	646,679	3,550,005	2,553,928	662,581	1,407,147	202,405
	12	1,023,172	654,944	3,489,735	2,583,346	670,574	1,421,840	204,525
	2018. 1	1,017,769	650,320	3,535,579	2,562,605	662,674	1,410,888	203,329
	2	P 1,019,395	651,133	3,544,445	2,568,001	663,535	1,414,939	203,618
前年同月比増減率	**2014. 3**	**2.0**	**0.5**	**3.0**	**3.3**	**2.5**	**2.5**	**2.2**
	2015. 3	**2.4**	**4.5**	**4.3**	**3.2**	**2.9**	**3.0**	**2.9**
	2016. 3	**2.4**	**2.8**	**5.5**	**2.1**	**1.5**	**2.1**	**1.8**
	2017. 2	2.8	4.2	7.3	2.9	2.4	2.4	1.9
	3	2.6	4.2	6.1	2.4	2.4	2.3	1.9
	4	2.8	4.0	6.6	2.4	2.6	2.3	1.8
	5	2.8	3.9	6.5	2.5	2.7	2.3	1.8
	6	3.1	3.6	6.4	2.7	2.5	2.3	1.6
	7	2.9	4.5	7.3	2.3	2.2	2.2	1.7
	8	3.0	4.7	6.7	2.9	2.6	2.3	1.8
	9	3.2	4.8	5.6	3.3	2.4	2.5	1.9
	10	3.0	4.6	6.2	2.7	2.2	2.3	1.9
	11	3.0	4.6	5.7	2.4	2.2	2.2	2.0
	12	2.9	4.5	4.9	2.5	2.0	2.4	2.0
	2018. 1	2.9	4.3	5.3	2.6	1.7	2.2	1.9
	2	P 2.9	4.3	5.5	2.3	1.6	2.1	1.9

（注）1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2014. 3**	**213,500**	**52,736**	**1,812,210**	**1,716,277**	**457,693**	**644,792**	**97,684**
	2015. 3	**209,971**	**52,083**	**1,829,432**	**1,783,053**	**470,511**	**658,016**	**100,052**
	2016. 3	**206,362**	**51,472**	**1,853,179**	**1,846,204**	**487,054**	**673,202**	**102,887**
	2017. 2	203,132	52,171	1,829,841	1,901,947	496,311	685,179	105,290
	3	203,821	52,646	1,846,555	1,918,890	502,652	691,675	106,382
	4	203,443	51,790	1,824,254	1,916,073	499,473	689,626	105,995
	5	204,171	51,679	1,815,947	1,918,846	498,434	688,479	106,014
	6	204,316	51,691	1,816,681	1,924,213	501,848	690,709	106,412
	7	204,757	51,913	1,809,581	1,931,341	502,311	692,104	106,833
	8	204,723	52,743	1,803,310	1,933,864	502,855	693,170	107,174
	9	204,586	52,974	1,812,961	1,951,416	509,453	702,433	108,374
	10	203,671	54,335	1,798,892	1,947,571	506,569	697,827	108,158
	11	203,889	54,223	1,799,191	1,956,674	508,744	698,233	108,541
	12	203,296	54,963	1,815,829	1,975,481	515,375	707,074	109,653
	2018. 1	203,076	55,011	1,809,748	1,972,144	512,719	702,375	109,234
	2	P 203,846	54,853	1,799,351	1,974,305	512,923	702,795	109,506
前年同月比増減率	**2014. 3**	**△0.9**	**△2.5**	**2.5**	**3.0**	**2.0**	**1.2**	**2.0**
	2015. 3	**△1.7**	**△1.2**	**1.0**	**3.9**	**2.8**	**2.1**	**2.4**
	2016. 3	**△1.7**	**△1.2**	**1.3**	**3.5**	**3.5**	**2.3**	**2.8**
	2017. 2	△1.7	1.1	△0.4	4.2	3.8	2.8	3.3
	3	△1.2	2.3	△0.4	3.9	3.2	2.7	3.4
	4	△1.1	3.1	0.4	4.1	3.6	2.9	3.5
	5	△0.9	3.8	△0.0	4.0	3.4	2.9	3.5
	6	△0.8	4.2	△0.7	4.1	3.4	2.8	3.8
	7	△0.7	4.3	△0.4	3.9	3.2	2.5	3.6
	8	△0.6	5.1	△0.7	3.8	3.4	2.8	3.8
	9	△0.1	5.3	△1.0	4.0	3.4	3.0	3.9
	10	△0.4	5.6	△1.3	3.9	3.3	2.8	3.8
	11	△0.2	5.2	△1.8	3.9	3.4	2.6	3.8
	12	0.0	6.0	△1.3	3.8	3.3	2.6	4.0
	2018. 1	0.0	5.5	△1.2	3.8	3.3	2.6	4.0
	2	P 0.4	5.1	△1.7	3.8	3.3	2.6	4.0

（注） 1 表9（注）に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では，全中・全漁連・全森連と連携し，東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を，過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために，ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年３月に開設しました。

東日本大震災は，過去の大災害と比べ，①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと，②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ，広範囲に被害をもたらしていること，に際立った特徴があります。それゆえ，阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても，さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり，それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また，福島原発事故による被害の複雑性は，復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ，本ホームページにおいて，地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより，その記録を将来に残すと同時に，情報の共有化を図ることで，復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

（2018年４月20日現在、掲載情報タイトル4,266件）

●農中総研では，農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている，東日本大震災に関する情報を受け付けております。
　冊子の保存期限の到来，ホームページの更改や公開データ保存容量等，何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら，ご相談ください。

URL : http://www.quake-coop-japan.org/

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。
送り先　〒151-0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷５－27－11　農林中金総合研究所
FAX　０３－３３５１－１１５９
Ｅメール　norinkinyu @ nochuri. co. jp

本誌に掲載の論文，資料，データ等の無断転載を禁止いたします。

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2018年5月号第71巻第5号〈通巻867号〉5月1日発行

編　集
株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700
編集TEL 03-6362-7779 FAX 03-3351-1159
URL : http://www.nochuri.co.jp/

発　行
農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所
永井印刷工業株式会社

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp